

# 各府省庁の主な認知症施策

---

# 目次

---

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等 . . . . . P 3
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進 . . . . . P10
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等 . . . . . P41
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 . . . . . P52
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 . . P58
6. 相談体制の整備等 . . . . . P72
7. 研究等の推進等 . . . . . P83
8. 認知症の予防等 . . . . . P91
9. 地方公共団体に対する支援 . . . . . P95
10. 国際協力 . . . . . P97

※ 複数の基本的施策にまたがる施策については、便宜上、番号の小さい基本的施策の項に掲載している。

# 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

---

## 【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人

【目標値】 ◆2025(令和7)年末 1,500万人 (2024(令和6年)年3月末時点 1,534万人)

◆2025(令和7)年末 企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人

## ～各種養成講座～

### 《キャラバン・メイト養成研修》

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



### 《認知症サポーター養成講座》

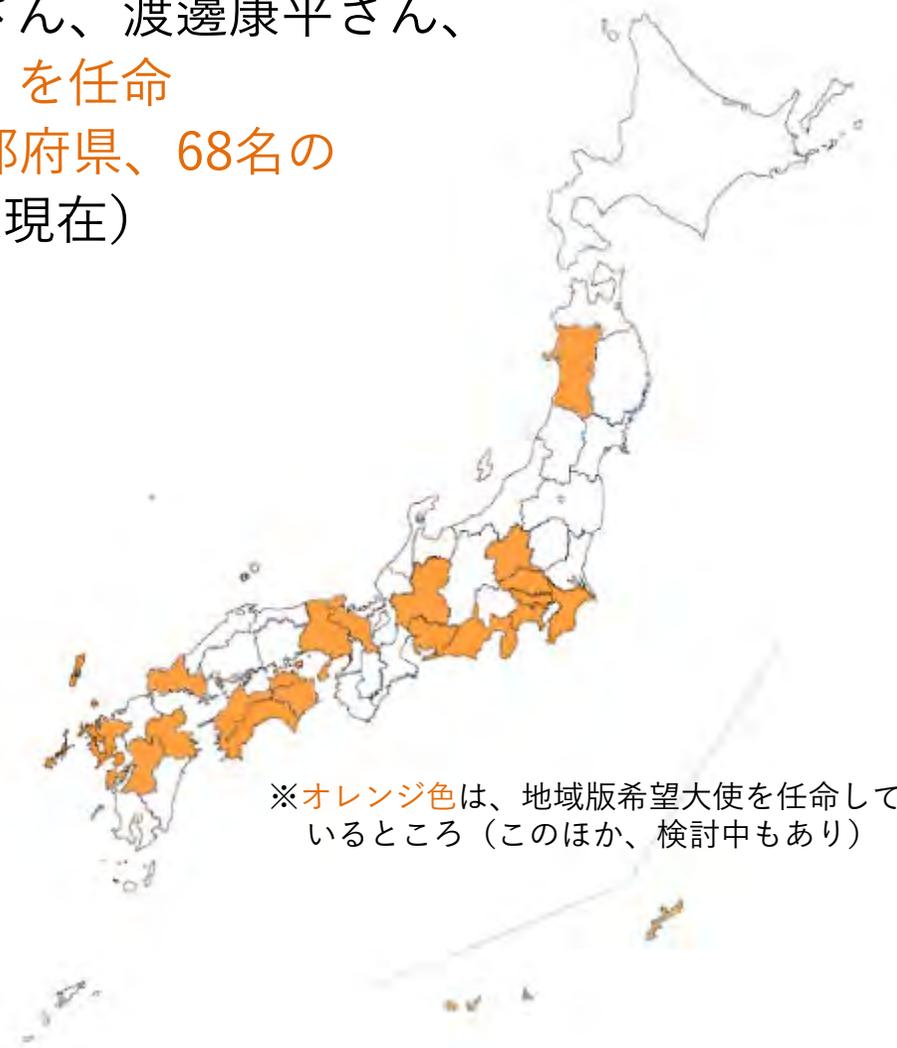
- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等  
〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット  
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等  
〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、PTA等

「認知症サポーター養成講座 DVD」  
～スーパーマーケット編、マンション管理者編、  
金融機関編、交通機関編、訪問業務編～



# 認知症の人本人からの発信の支援（認知症本人大使の任命）

- 国において、7名の「希望大使」（令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん）を任命
- 都道府県において、令和2年度以降、21都府県、68名の地域版の希望大使を任命（令和6年4月末現在）



認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

# 主な認知症対策に係る施策（教育分野）

## ○学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進

- 平成29年3月に改訂した中学校学習指導要領において、例えば、技術・家庭科で「介護など高齢者との関わり方について理解すること」、平成30年3月に改訂した高等学校学習指導要領において、家庭科で「高齢者の尊厳」や「介護」などについて理解する際に「認知症など」にも触れることを新たに明記。中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施、高等学校学習指導要領は令和4年度の入学生から順次実施しているところ。また教科書においても「認知症」に関する記述がある。

5

## ○学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画の促進

- 社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業

社会教育を基盤とした取組（高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む）について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に情報共有する。

# 認知症本人大使「希望大使」の任命について

令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」の創設を明記し、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組んできたところ。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、認知症の人に関する国民の理解の増進等に関する施策を講ずるものとされていることも踏まえ、年代、性別のほか地域性も考慮して、以下の7名を「希望大使」として任命（※）

※令和6年1月20日を以て任期が満了することに伴う再任（5名）及び令和6年1月21日付け新規任命（2名）。

## 藤田 和子（ふじた かずこ）

鳥取県鳥取市在住、58歳。  
看護師として働いていた45歳の時、若年性アルツハイマー病と診断される。現在、「一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ」代表理事。



「認知症になっても自分らしく暮らせる地域にしたい、そんな地域をつくりたい」と考え、12年前から地元で活動を続けてきた。これからもその活動の輪を広げていくために、全国各地で「認知症とともに生きる希望宣言」を伝え、その地域の本人たちが前向きに生き、仲間をつくり、社会に参加していくことの後押しをしていきたいと考えている。

## 柿下 秋男（かきした あきお）

東京都品川区在住、66歳。  
大学（東京教育大学（現筑波大学））在学中、モントリオールオリンピックに出場。青果社在職中にMCIの診断受け、1年半後62歳で退職。現在、初期の認知症。



筋トレ・芸術療法・音楽療法・認知トレーニングなどのリハビリ、清掃活動・地域見守り活動など社会貢献活動、就労訓練（菓子の製造、花壇の整備、新聞の戸別配布など）を行っている。地域の認知症関連の講座等では講師役も。「認知症であってもなくても暮らしやすい社会を地域の人たちと作る活動」や、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツでつながる活動もすすめていきたいと考えている。

## 春原 治子（すのはら はるこ）

長野県上田市在住、76歳。  
教職を定年退職後、小学校の授業支援や地域初の放課後児童広場を立ち上げる。認知症診断後も特養ボランティアや地域活動を継続。



認知症であることを公表し、当事者として、月2回、本人や家族、近隣住民等の相談にのっている。  
<本人の言葉（家族の困りごとの相談を受けて）>  
「私の体験からの話は、人間は一人ひとり皆違うので、当てはまらない場合もあるかもしれないが、小さなことでも、本人にとっては、本当に大切なことだと思っています。物忘れが始まって自信がなくなっているのに、できることや大切にしていたものを奪われると切ないと思いますよ」

## 丹野 智文（たんの ともふみ）

宮城県仙台市在住、45歳。  
自動車販売会社でセールスマンとして活躍していた39歳の時、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。



2015年から、認知症の本人が自身の体験や経験をもとに、当事者の相談を受ける「おれんじドア」を地元の仲間とやっている。国内だけではなく、国際アルツハイマー病協会（ADI）国際会議等にも積極的に参加。「できることを奪わないで欲しい」と、「本人だからできることがある」ことを社会に発信している。

## 渡邊 康平（わたなべ やすひら）

香川県観音寺市在住 77歳。  
日本電信電話公社（現NTT）の機械課職員、50歳から観音寺市民主商工会に勤務。72歳で脳血管性認知症と診断される。



2017年6月から三豊市立西香川病院の非常勤相談員として勤務。院内の認知症カフェ（オレンジカフェ）に通う当事者の認知症を抱えながら生きる不安や悩みを聞き、自分らしく生きる姿をみせながら、認知症になってもよりよく生きるための支援をしている。地域や県外で認知症に対する社会啓発のための講演等、積極的に活動している。



※年齢・診断名は、任命時点

## 名称

「希望大使」

## 用務内容

- 認知症理解のための普及啓発に関する業務として、以下の用務を想定
  - ① 国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
  - ② 国際的な会合への参加・希望宣言の紹介等
  - ③ その他
- ※ なお、具体的な用務については、任命した希望大使と厚生労働省と相談のうえ、検討するものとする。

## 任期

- 任命日より2年間  
(任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない)

## 任命時期

令和6年1月21日（日） ※前回任命日：令和4年1月21日（金）

## 新規任命

### 鈴木 貴美江（すずき きみえ）

京都府在住、84歳。  
1969年頃から夫が立ち上げた呉服工房の経理を担当。義母が認知症を発症、夫も二度の脳梗塞後遺症で高次脳機能障害を発症し、2人の介護を長女と共に担った。義母、夫を看取った後、75歳で軽度認知症（シギン顆粒性認知症）と診断される。2022年から、京都府認知症応援大使。



・診断後、引きこもりがちになったが、主治医より認知症カフェの手伝いを勧められ、京都・岩倉地域の農作業・マルシェなどに参加。現在の活動につながった。  
・オレンジカフェやワークショップの集まりでは、コーヒーを注いだり、カップを洗ったりの水回りを担当。認知症サポーター養成講座での発信も行っている。  
・自転車で乗ることを目標に、練習した初日にこれを達成。その後、ボーリングなど、楽しみながら、次々とチャレンジしている。  
・誰かのお役に立つ事が私の元気の源になっています。周りのみなさんに支えて頂き今とても幸せで、感謝の気持ちで一掃です」

## 新規任命

### 戸上 守（とうえ まもる）

大分県在住、63歳。  
38年間、地方公務員の仕事をしていたが、56歳頃からもの忘れの症状と体調不良があり、前頭側頭型認知症と診断される。その後、退職。2021年から、大分県希望大使。



・診断後は落ち込み、ひきこもったが、大分市で若年性認知症の人たち一人ひとりが力を活かしながら楽しく活躍する大分市のサービスにつながったことで「自分を取り戻す」。  
・現在もサービスに選いながら、同社が立ち上げた事業所で運輸関係の仕事にも従事。  
・もともとは話し下手だったが「一人でも元気になる人が増えてほしい」「認知症があっても同じ社会の一員としてともに暮らせる地域をつくらせてほしい」と原内外で自分の体験と日々の活動を発信。大分県の認知症のピアサポーター事業の相談員として、県内の全市町村に出向いて仲間を募集している。

## ○各地のイベントの周知

- ・特設ホームページへ自治体のイベント情報を掲載。  
URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2023.html>
- ・掲載イベント数は以下の通り。  
令和5年度 **47都道府県5,571イベント**  
参考：令和4年度 47都道府県4,143イベント
- ・日本認知症官民協議会の参加団体や認知症バリアフリー宣言企業の関連情報も掲載。  
協力団体：日本理学療法士協会、日本作業療法士協会 等

○ライトアップ (大阪府堺市)



○図書館の活用 (愛知県知立市)



## ○その他

- ・厚労省SNS (Twitter・Facebook) の活用  
アルツハイマー月間の取組について、広報活動を実施。

## ○当事者団体との連携

- ・日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG)  
特設ホームページへ世界アルツハイマーデー等に寄せたメッセージを掲載。
- ・認知症の人と家族の会  
自治体に対し、会が企画するライトアップイベントへの協力を依頼。連携した取組が行われた。

## ○オレンジリングドレスアップ

- ・認知症施策関係10省庁合同で、認知症サポーターのシンボルであるオレンジリングのドレスアップを実施 (9月19日～22日)。
- ・報道関係者向けの撮影会を実施 (9月19日)。

令和5年度オレンジリングドレスアップ実施状況



令和6年度当初予算額 45 百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

### (1) 認知症普及啓発事業

・「世界アルツハイマーデー」(9月21日)は世界保健機関(WHO)と「国際アルツハイマー病協会」(ADI)が共同で制定したものであり、この日を中心にアルツハイマー病の啓蒙を実施することとされている。また、9月の1か月間を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症に関する取組が行われていることから、厚生労働省としても認知症に関する正しい知識の浸透を図る絶好の機会と捉え、令和2年1月に任命した5名の「希望大使」による認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など総合的かつ集中的な普及・啓発活動を行うことにより、認知症施策の一層の推進を図る。

・また、令和5年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について国民への周知を行うとともに、認知症基本法の内容について国民への浸透を図る。

### (2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

・認知症に係る諸問題への対応が社会全体において求められているという共通認識の下、医療介護関係者だけでなく、自治体・企業など幅広い関係者の参画を得て、社会全体で認知症に関する取組の活性化を図る「日本認知症官民協議会」を核として、幅広い業界、業種を対象として認知症の人への接遇に関する手引きの作成や、認知症に関する取組を積極的に行っている企業等を「見える化」する観点等から認知症バリアフリー宣言の運用等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 【事業の概要】

#### (1) 認知症普及啓発事業

- ・世界アルツハイマーデーの時期にあわせて、国民の認知症に関する理解を促進するための取組を実施する。
- ・令和5年6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法で新たに位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について、国民に広く周知するための取組を行う

#### (2) 認知症分野における官民連携・バリアフリー普及啓発事業

- ・「日本認知症官民協議会」の開催・運営(官民協議会参画団体との連絡調整・総会の開催等)
- ・協議会に設置されたワーキンググループ(バリアフリーWG)等の運営
- ・幅広い業界、業種を対象として認知症の人への接遇に関する手引きの作成
- ・認知症バリアフリー宣言等の運用・周知・広報

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等(委託により実施)

【事業実績】 (1) (2) それぞれ1者が上記の事業を実施



## 認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) (抜粋)

### 第2 具体的な施策

#### 1. 普及啓発・本人発信支援

##### (1) 認知症に関する理解促進

- 世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎年9月)の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。
- また、SNS(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等)を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。

KPI/目標

毎年、アルツハイマーデー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベントを実施

## 2. 認知症の人の生活における バリアフリー化の増進

---

## 背景

- ▶ 基本方針における第2次目標は令和2年度までを期限としていたため、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、令和2年12月に新たな目標をとりまとめた。**

（第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日）

## 第3次目標の設定に向けた見直しの視点

- ・第2次目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・第3次目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
  - ▶ 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進  
（平均利用者数<sup>（※1）</sup>が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加）
  - ▶ **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化  
（旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）を明確に位置付け）
  - ▶ **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
  - ▶ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」<sup>（※2）</sup>の推進**

※1：新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果（例えば、過去3年度における平均値を用いる）も考慮したうえで、取組む

※2：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

## 目標期間

- ・第2次目標：平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年間
- ・第3次目標：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**5年間**とした。<sup>（※3）</sup>

※3：新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

## ユニバーサルデザイン化の推進

- 高齢者や障害者を含む全ての人やモビリティが安全・安心かつスムーズに移動できる地域・まちを実現するため、全国の主要な鉄道駅周辺等の道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

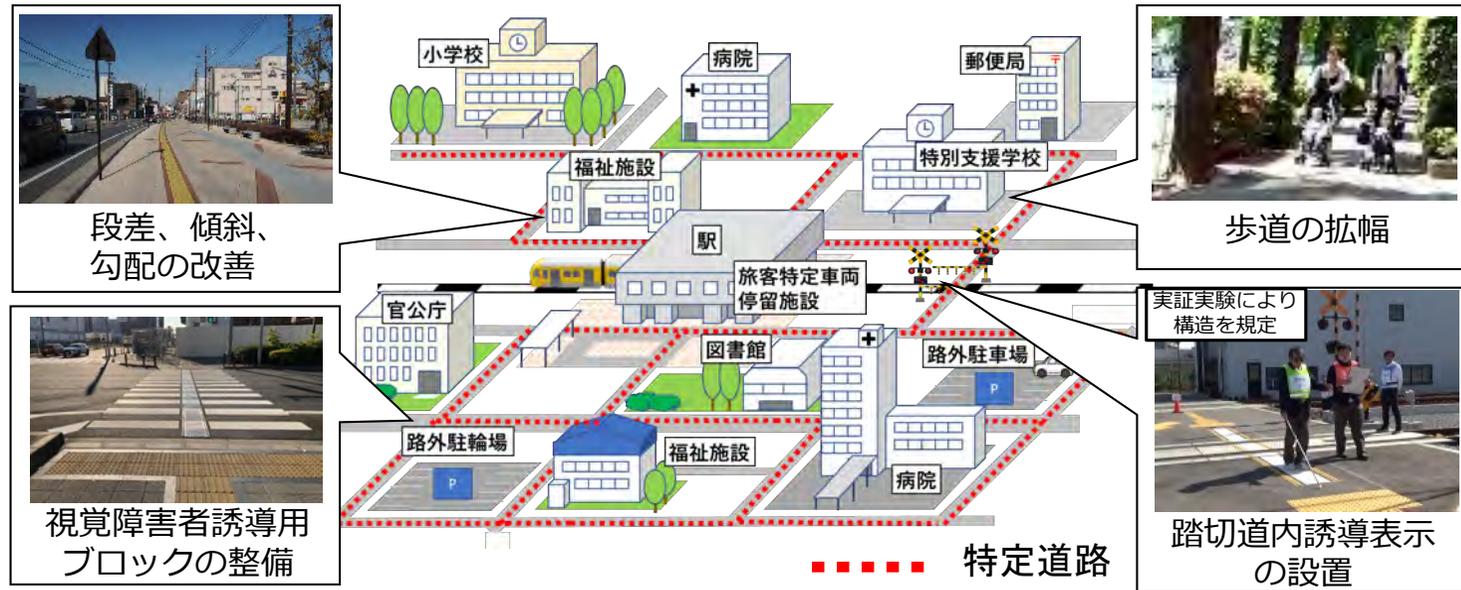
## ＜背景/データ＞

- ・ バリアフリー法に基づく特定道路※1の指定拡大  
◇ 指定拡大 (R1.7) : 約1,700km ⇒ 約4,450km

## 【特定道路のバリアフリー化の推進】

○ バリアフリー法に基づき指定された特定道路のバリアフリー化を推進

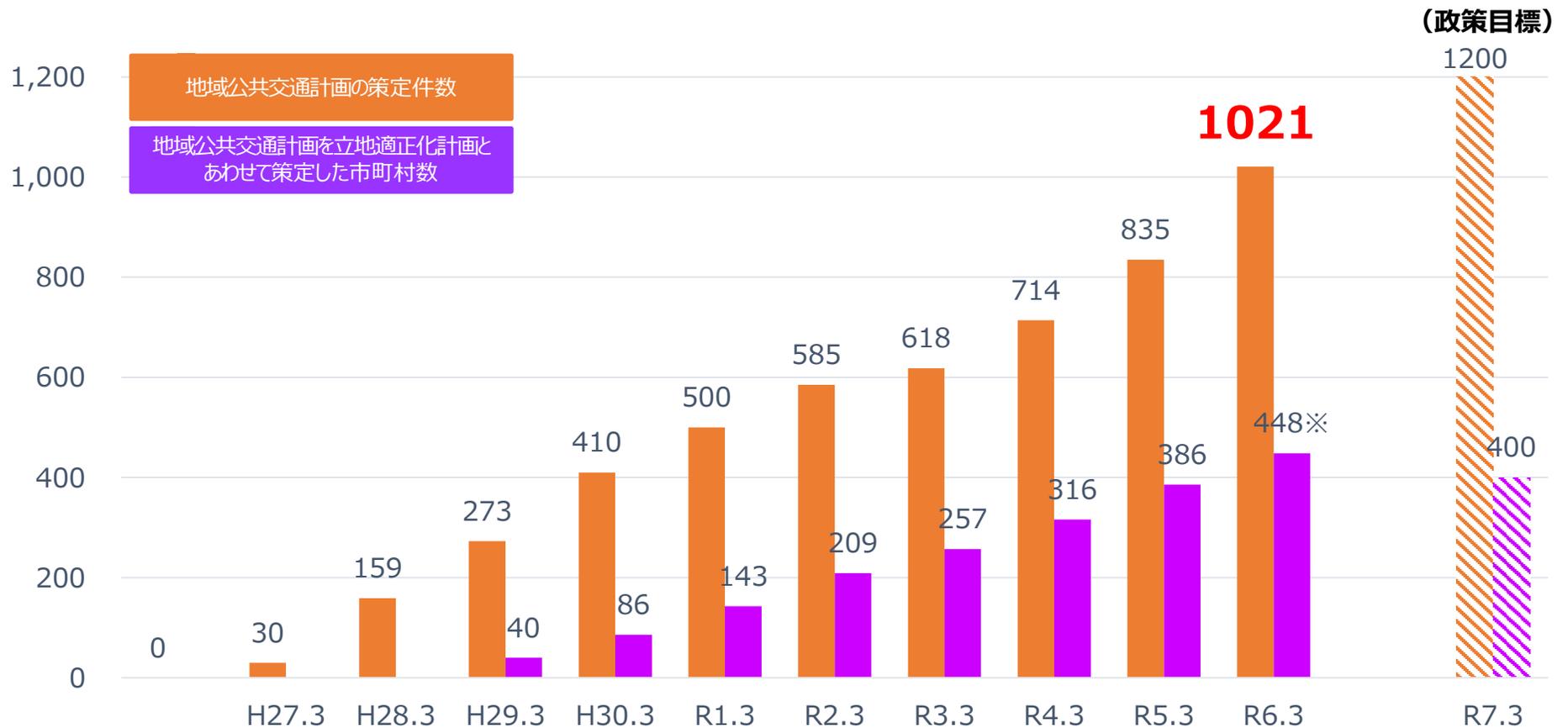
特定道路のバリアフリー整備目標 (H30→R7) : 約63% ⇒ 約70%



※1：バリアフリー基本構想に位置付けられた生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路

- ・「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画」＝「地域公共交通計画」（地域交通法（地域公共交通活性化再生法（平成19年法律第59号）第5条）
- ・ **全ての地方公共団体**に対して**作成の努力義務**（市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して作成）
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

## 地域公共交通計画の策定状況



※立地適正化計画の作成状況の最新値がR5・12時点であるため、R5・12時点の数字を記載

## 1. 目的・事業概要

### 【目的】

踏切道改良促進法に基づき、遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を推進し、踏切道における事故防止と交通の円滑化を図る。

### 【事業概要】

踏切道改良促進法に基づき指定された踏切を対象に、遮断機・警報機、高齢者等の歩行者の踏切事故防止に資する設備及び災害時の稼働状況等の把握に資する設備等の整備を支援。

## 2. 制度の内容

### ○補助対象事業者:

#### (A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

- ・鉄道事業(軌道業を含む)において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・営業利益率が少ない  
(事業用固定資産営業利益率7%以下)

かつ

- ・全事業において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・営業利益率が少ない  
(事業用固定資産営業利益率10%以下)

#### (B) 地方公共団体である鉄道事業者

- ・鉄道事業が赤字

### ○補助対象事業:

(i) 改良すべき踏切道の改良を実施する鉄道事業者

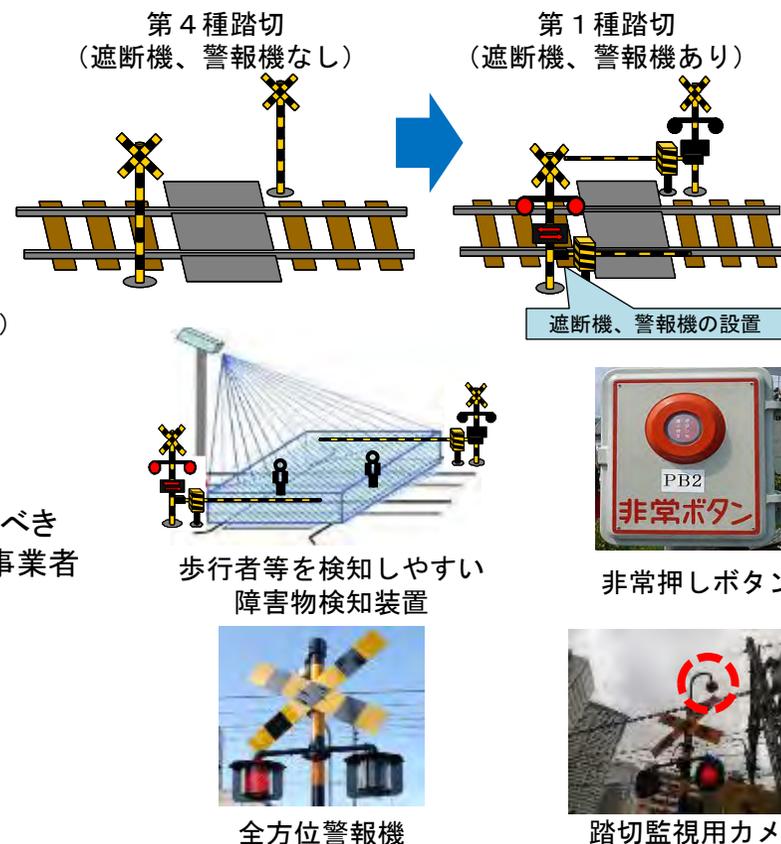
- 遮断機、警報器、警報時間制御装置、障害物検知装置(高規格化を含む)、非常押しボタン、全方位警報器等

(ii) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の管理を実施する鉄道事業者

- 踏切監視用カメラ

○補助率 : 国: 1/2以内(黒字の事業者は1/3以内)  
(地方公共団体: 1/3以内)

### 【踏切保安設備の整備例】



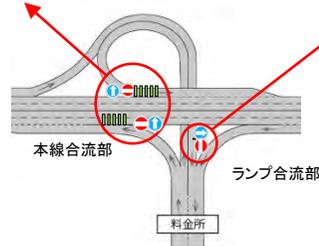
# 高速道路の逆走事故対策

## 〈分合流部・出入口部における物理的・視覚的対策〉

・本線合流部

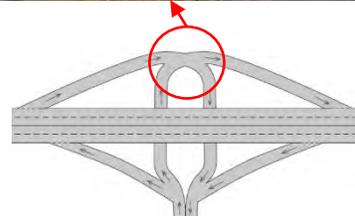
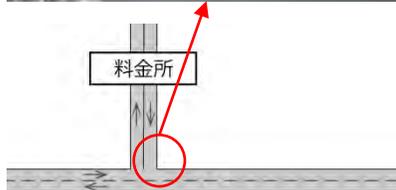
・ランプ合流部

・分流部(SA・PA)



・一般道との接続部(出口)

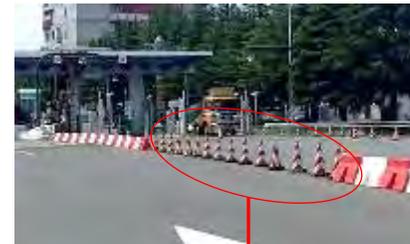
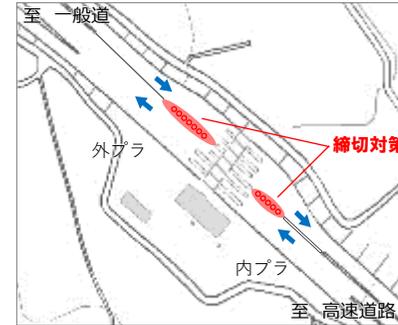
・ランプ分岐部



## 〈料金所開口部の締切・看板設置〉

〈締切対策〉

〈代替策〉



※東北自動車道 福島飯坂IC

※常磐自動車道 水戸IC

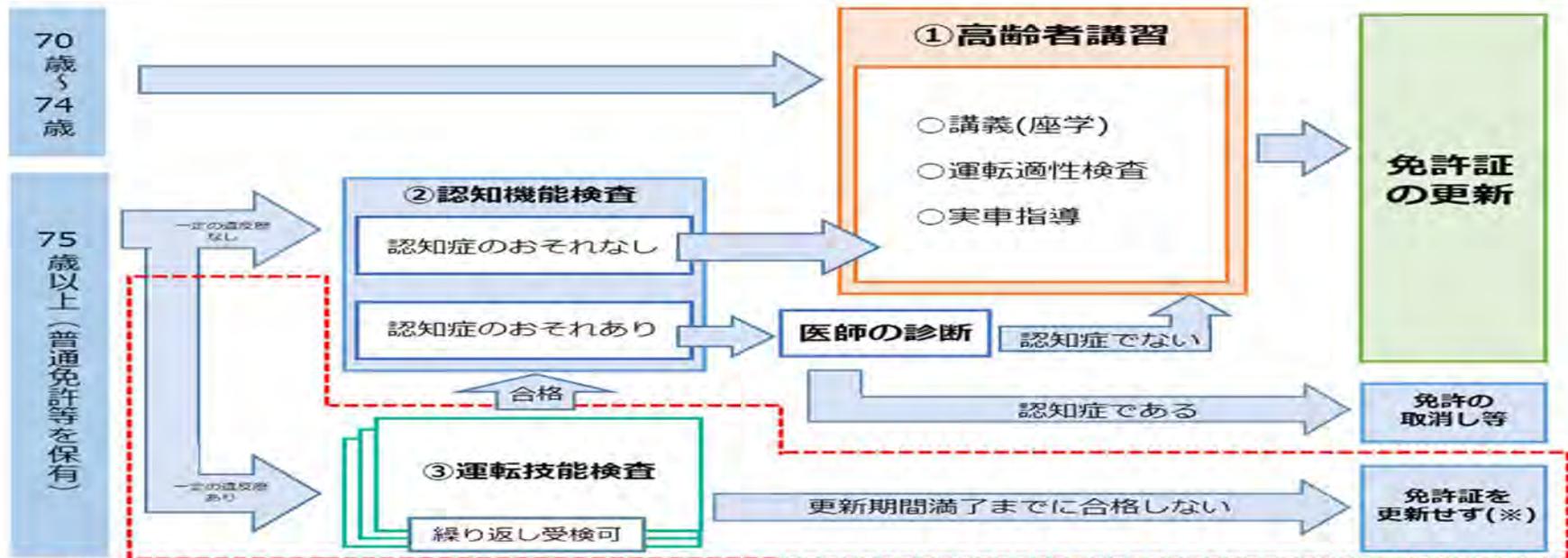


締切対策

注意喚起看板

# 高齢運転者対策の概要

- ① **高齢者講習**（平成10年に75歳以上を対象者として導入、平成14年に対象者を70歳以上に拡大）
  - 70歳以上の高齢運転者は、運転免許証の更新時に、実車指導を含む高齢者講習を受講
- ② **認知機能検査**（平成21年に導入）
  - 75歳以上の高齢運転者は、運転免許証の更新時に、認知症のおそれがないかどうかを判定する認知機能検査を受検
  - 検査の結果で認知症のおそれがあるとされた場合は、医師の診断を受診（認知症である場合は、免許の取消し等）
- ③ **運転技能検査**（令和4年に導入）
  - 75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者は、運転免許証の更新時に、運転技能検査を受検
  - 検査の結果が一定の基準に達しない場合は、運転免許証の更新を行わない
- ④ **サポートカー限定免許制度**（令和4年に導入）
  - 申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定する等の条件付免許を受けることが可能
- ⑤ **運転免許証の自主返納**（平成10年に導入、運転経歴証明書制度は平成14年に導入）
  - 加齢に伴う身体機能の低下を自覚するなどした高齢運転者は、運転免許証の自主返納が可能
  - 運転免許証の自主返納を行った高齢運転者は、運転免許証に代わる身分証明書として運転経歴証明書の交付を受けることが可能



の部分を新設

※ 原付・小特免許  
は希望により継続

## 認知機能検査の経緯等

- 平成21年～ 75歳以上の免許保有者に、免許証の更新等の機会における認知機能検査の受検を義務付け
- 平成29年～ 75歳以上の免許保有者に、認知機能が低下した場合に行われやすいと認められる一定違反行為をしたときに、臨時に認知機能検査の受検を義務付け

## 認知機能検査の内容

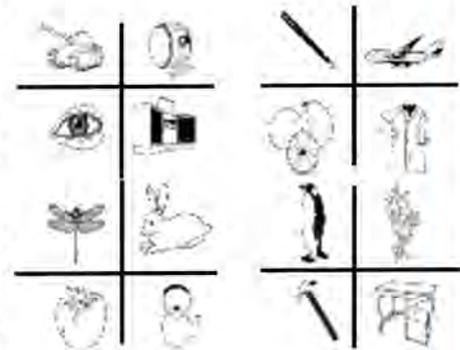
### ○時間の見当識

受検者が自らがおかれている時を正しく認識しているかについての検査。現在の「年」、「月」、「日」、「曜日」及び「時刻」を記載する。

質問	回答
今年は何年ですか？	年
今月は何月ですか？	月
今日は何日ですか？	日
今日は何曜日ですか？	曜日
今は何時何分ですか？	時 分

### ○手がかり再生

4種類のイラストが記載されたボードを示しながら、「これは、戦車です。これは、太鼓です。」と順次説明した上で、「この中に戦いの武器があります。それは何ですか？」とそれぞれの回答を確認し、4枚のボードで計16種類のイラストの記憶を促す。



## 認知機能検査の実施状況

令和5年中における受検者数:2,740,202人(認知症のおそれあり:59,639人)

## 概要

申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定する等（※）の条件付免許を受けることができる。

※ 交通事故を防止し、又は交通事故による被害を軽減することに資するもの。

## 趣旨

申請による限定免許は、運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、自主返納だけでなく、より安全な自動車に限って運転を継続するという中間的な選択肢を設けるもの。

## 条件の内容

申請により免許に付与等する条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

条件  
A

衝突被害軽減ブレーキ（性能認定）



ペダル踏み間違い時加速抑制装置（性能認定）（※）

※ マニュアル車については不要

又は

条件  
B

衝突被害軽減ブレーキ（保安基準）

**性能認定**： 自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成30年国土交通省告示第543号）及び先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）に基づく性能認定

**保安基準**： 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）。令和3年11月以降、国産新型車から順次、衝突被害軽減ブレーキの装着が義務付けられる。

- 2025年度目途 50カ所程度、2027年度 100カ所以上の目標を実現※ し、全国に展開・実装するべく、地方公共団体が行う社会実装に向けて 自動運転の取り組みを支援。  
※デジタル田園都市国家構想総合戦略(2022年12月閣議決定)

- 交差点等での円滑な走行を支援する「路車協調システム」の整備など、道路側からの支援も推進。

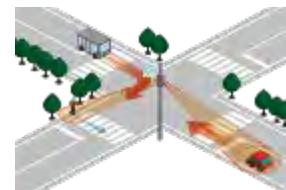
➡ 全国各地で「いつでも・気軽に自動運転バス・タクシー」に触れ、地域の住民から「見える」自動運転の導入を促進



※図中のカ所数は2023年度の実施数

地域公共交通確保維持改善事業等により支援を実施

## 走行環境整備 (道路インフラ)



路車協調システム



電磁誘導線/磁気マーカ



ひたちBRTの例



和光市バス専用レーンの例  
走行空間

「路車協調システム」等の走行環境整備を併せて実施

# 住宅セーフティネット制度の概要

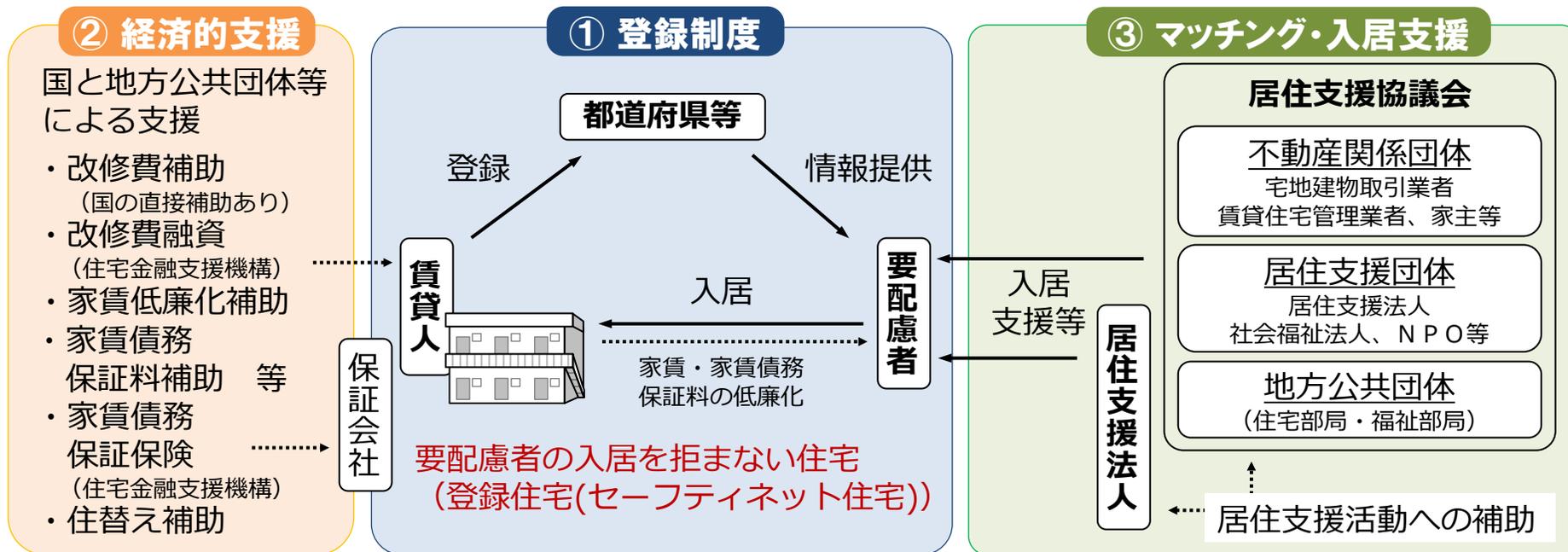
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



# サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により創設  
(平成23年4月公布・同年10月施行)

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

## 【登録基準】

<b>ハード</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>床面積は原則25㎡以上</u></li> <li>○<u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u></li> <li>○<u>バリアフリー構造であること</u>(廊下幅、段差解消、手すり設置)</li> </ul>
<b>サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>必須サービス:状況把握サービス・生活相談サービス</u></li> <li>※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助</li> </ul>
<b>契約内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること</li> <li>○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等</li> </ul>

## 【入居者要件】

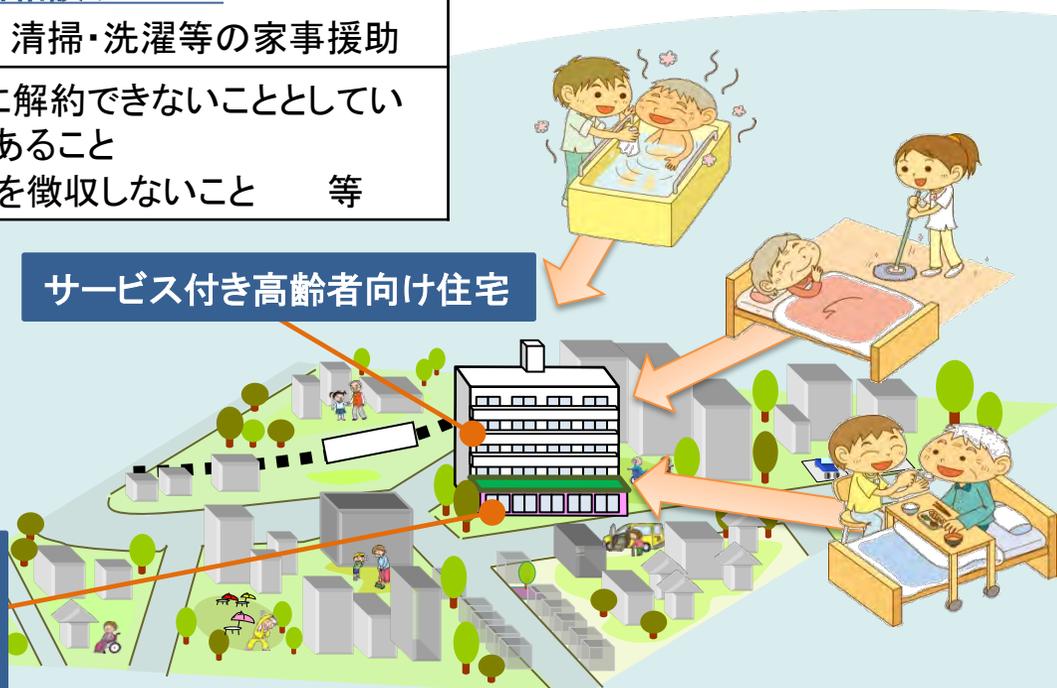
・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

## 【登録状況(R6.3末時点)】

戸数	287,151戸
棟数	8,294棟

### 【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など



住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

# 居住支援協議会・居住支援法人の概要

## 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

### (1) 設立状況 142協議会が設立（令和6年3月31日時点）

- 都道府県（全都道府県） / 市区町（100市区町）

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等



## 居住支援法人の概要

- 住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

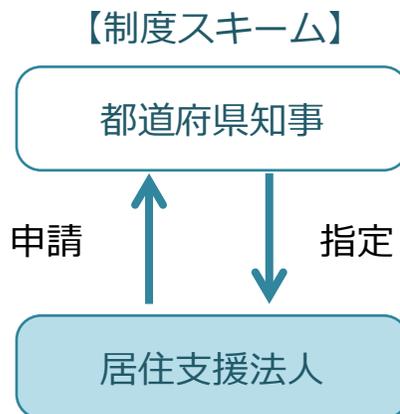
### (1) 指定数 851法人が指定（令和6年3月31日時点）

### (2) 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

### (3) 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社



### ■ 法人属性別



# チームオレンジの取組の推進

## ◆「チームオレンジ」とは

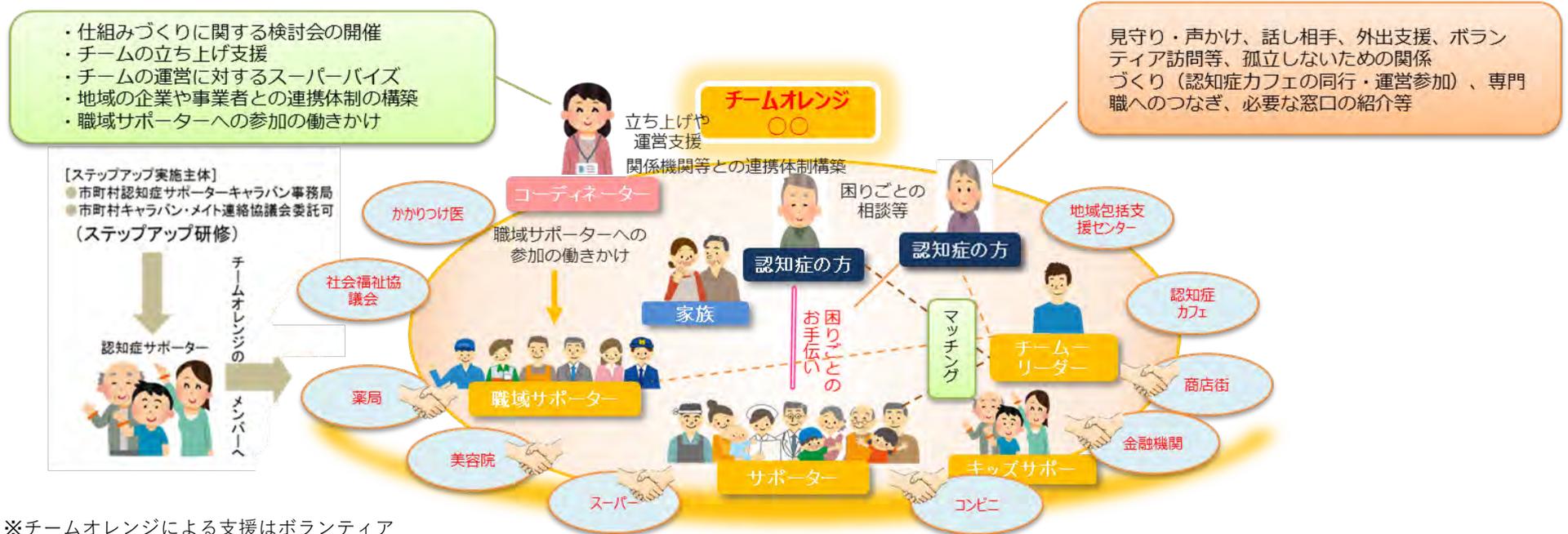
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI／目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

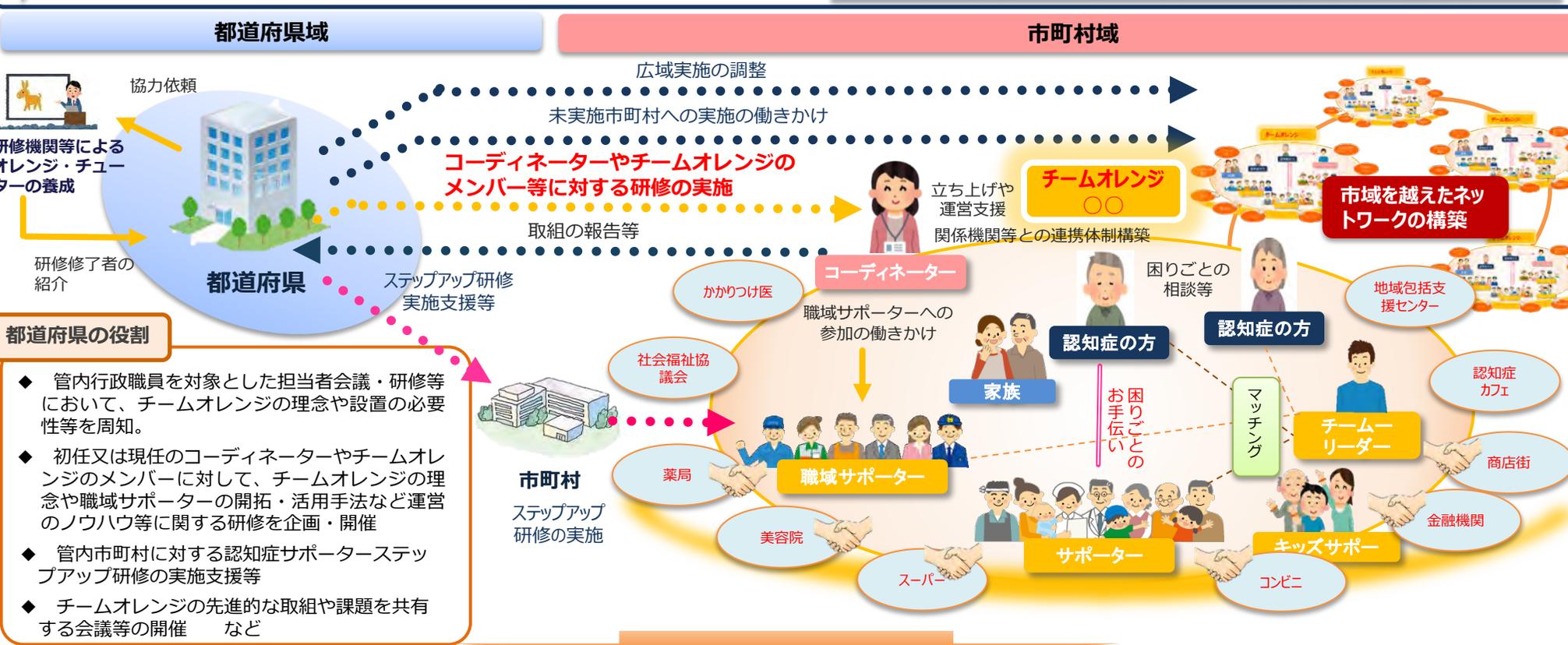
## チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の方の社会参加）
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

# チームオレンジコーディネーター研修等事業(都道府県)

- ◆ チームオレンジの整備・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーター等については、認知症の人や家族を地域で支える体制を構築していく上で非常に重要な役割を担うことから、**その活動の質を担保しながら整備の推進を図っていくことが重要。**
- ◆ このため、**各都道府県は**、コーディネーター活動の基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等に関する研修(研修機関等が実施)を受けた**オレンジ・チューターを活用しながら**、市町村が配置したコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対する研修などチームオレンジの市町村実施に対する側面的な支援を行うことにより、**一定の活動の質を担保しながら、2025年を目標に全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)の整備を目指す。**

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の支援メニューの一つとして、**チームオレンジ・コーディネーター研修等事業を実施**



全国的に一定の質を担保しながら**全市町村**で認知症サポーターを中心とした**支援チーム(チームオレンジ等)**を整備

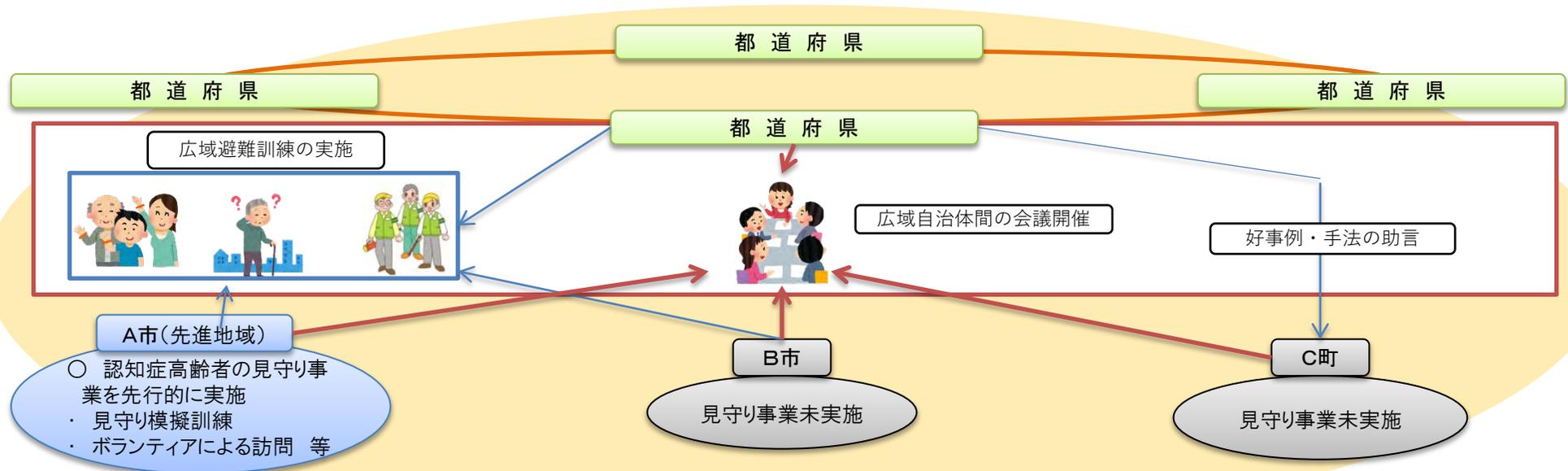
## 概要

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であり、先般の認知症高齢者列車事故最高裁判決も踏まえ、各市町村において、認知症の人の搜索活動を行う模擬訓練など、認知症高齢者等による事故等を未然に防ぐ取組を推進する必要がある。

しかしながら、現時点においてこれらの事業の取組状況には市町村ごとに隔りがあるため、都道府県において未実施市町村に対する支援や、市町村を超えた広域のネットワークを構築する取組等に対し財政支援を行う。

## 事業内容

- 各都道府県において、事業実施市町村と未実施市町村との課題等の共有のための会議
- 都道府県や市町村を超えた広域での認知症の人の見守り模擬訓練等の企画及び実施 等



# 地域支援体制の強化

- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見できるよう、既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築するとともに、検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及を図る。

行方不明者については、引き続き厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方自治体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるようにする。【厚生労働省】

## <高齢者の見守り・SOSネットワーク（イメージ）>

高齢者の見守り・SOSネットワークは、高齢者が行方不明になった時に、地域の生活関連団体等が検索に協力して、すみやかに行方不明者を発見保護するしくみです。

検索に協力する地域の団体とは、タクシー会社や郵便局、ガソリンスタンド、コンビニ、銀行、宅配業者、コミュニティFM放送局、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者など、日頃地域で活動している企業や住民団体などです。

実際の検索では、家族から検索依頼があると、本人の特徴を手短かにまとめた情報を、FAXやメールを使って送付し、協力団体に検索協力を要請します。連絡を受けた協力者は、地域の中で仕事や活動しながら、行方不明者を気にかけてたり、まわりを探したりします。

行方不明者を見つけた場合、協力者はやさしく声をかけて確認し、自治体や警察等に連絡をします。そして、行方不明者を家族のもとに戻します。

## ネットワークの協力体制



【事業名】 徘徊SOSネットワークの構築ほか

## <身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト>

### 行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ

#### （身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト）

行方不明となった認知症高齢者等が、身元が不明のまま、各市町村において保護されている場合があります。一部の地方自治体では、その捜索活動に資するよう、こうした身元不明の方の情報をホームページ上で公開し、捜索情報についての御苦や心当たりがある方からの問い合わせへの対応などが行われていますので、厚生労働省でも、都道府県圏域を越えた捜索活動に資するよう、情報公開を行っている地方自治体のホームページへのリンクの一覧を設けました。

（※下表のうち青字部分の都道府県名をクリックすると、ホームページ上で情報公開を行っている地方自治体の関連ページにつながります。）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県
福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	徳島県	岡山県	広島県	山口県	香川県
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

◆都道府県警察における行方不明者の情報等をご覧になりたい方はこちらへ

[警察庁のホームページ…「行方不明に関する情報提供の仕組み」](#)

# 行方不明・身元不明認知症高齢者等に関する実態等

○警察庁の統計データ（令和4年中、認知症やその疑いのある者関係）

（1）行方不明者数（行方不明者として届け出のあった人数）：**18,709人（対前年+1,073人、6.1%増）**

（参考）・R3中：17,636人（対前年 0.4%増）・R2中：17,565人（対前年 0.5%増）・R1中：17,479人（対前年 3.3%増）  
・H30中：16,927人（対前年 6.7%増）・H29中：15,863人（対前年 2.8%増）・H28中：15,432人（対前年 26.4%増）  
・H27中：12,208人（対前年 13.2%増）

（2）所在確認状況（所在確認等された行方不明者）：**18,562人（うち、死亡確認 491人）**

（参考）・R3中：17,538人（うち死亡確認 450人）・R2中：17,532人（うち死亡確認 527人）・R1中：17,340人（うち死亡確認 460人）  
・H30中：16,866人（うち死亡確認 508人）・H29中：15,761人（うち死亡確認 470人）・H28中：15,314人（うち死亡確認 471人）  
・H27中：12,121人（うち死亡確認 479人）

※所在確認等された認知症の行方不明者のうち約97%が発見・保護されている。

○厚生労働省の取組について

## <身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置>

厚生労働省ホームページに特設サイトを設け、身元不明の認知症高齢者等に関する情報公開や本特設サイトの積極的な活用の検討を各自治体に促し（H26.9～）、47都道府県のホームページとリンク付けされた（H27.3～）。

## <市町村における行方不明に関する取組の普及・推進>

- ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（H29.3.10開催）において、「行方不明を防ぐ・見つける市区町村・地域による取組事例」を配布
- ・警察との協力体制など見守り体制を構築するための具体的な手順を示したガイドとして、「見守り・SOS体制づくり基本パッケージガイド」を作成・周知（H30）

## <認知症サポーターの養成>

R6.3月末時点で、約1,534万人を養成

## <チーム・オレンジの設置数>

R5.3月末時点：47都道府県399市町村にて、1,059チームが設置

○地方自治体による取組の実施状況（R5.4.1時点）※（）内は全国1,741市町村に対する割合

・認知症高齢者の見守りに関する事業を実施している市町村数：**1,671カ所（96%）**

（主な事業内容）※（）内は認知症高齢者の見守りに関する事業を実施している1,671市町村に対する割合

- ・認知症高齢者の搜索・発見・通報・保護・見守りに関するネットワークの構築：**1,442カ所（86%）**
- ・GPS等の探知システムの活用：**949カ所（57%）**

令和6年度当初予算額 5.5億円 (5.5億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくことを目的とする。

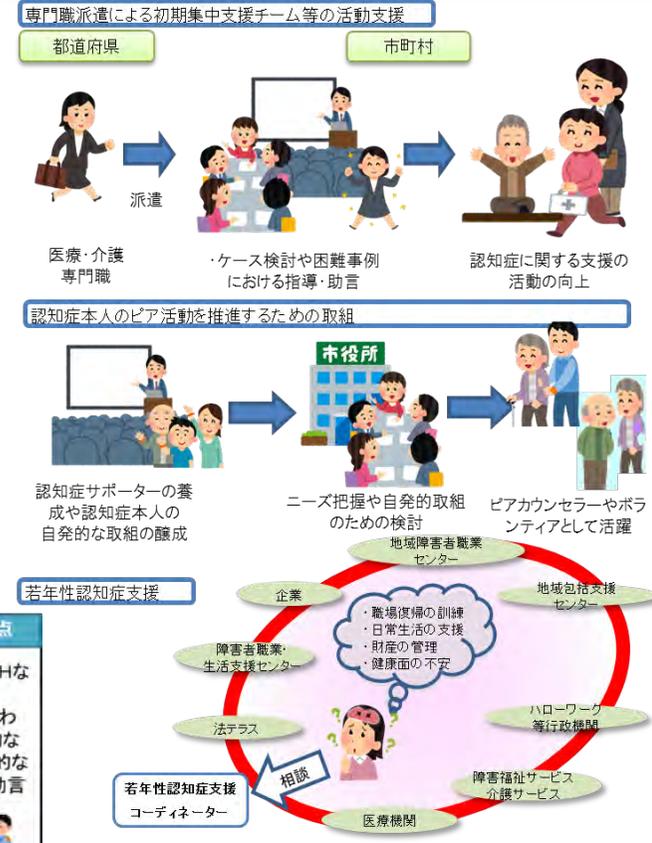
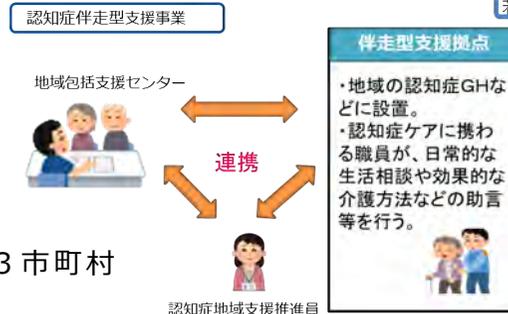
## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 【事業の概要（実施主体 ※民間団体等へ委託可）】

- 1 先駆的な取組の共有や、広域での連携体制の構築（都道府県）  
（主な事業内容）
  - ・ 広域の見守りネットワークの構築
  - ・ 専門職の派遣等による認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援
  - ・ 認知症医療と介護の連携の枠組み構築
- 2 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進構築（都道府県、指定都市）
- 3 若年性認知症の人の状態やライフステージに応じた適切な支援（都道府県、指定都市）
  - (1) 若年性認知症支援コーディネーターの設置
  - (2) 若年性認知症のネットワークの構築や認知症の人のニーズ把握のための取組
  - (3) 若年性認知症の人の社会参加活動の支援
  - (4) 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実
- 4 認知症本人のピア活動の促進（都道府県、指定都市）
- 5 認知症伴走型支援拠点の整備の推進（市町村）

【負担割合】 国1/2 ※ 3（4）のみ定額

【事業実績】 令和3年度：47都道府県、18指定都市、3市町村

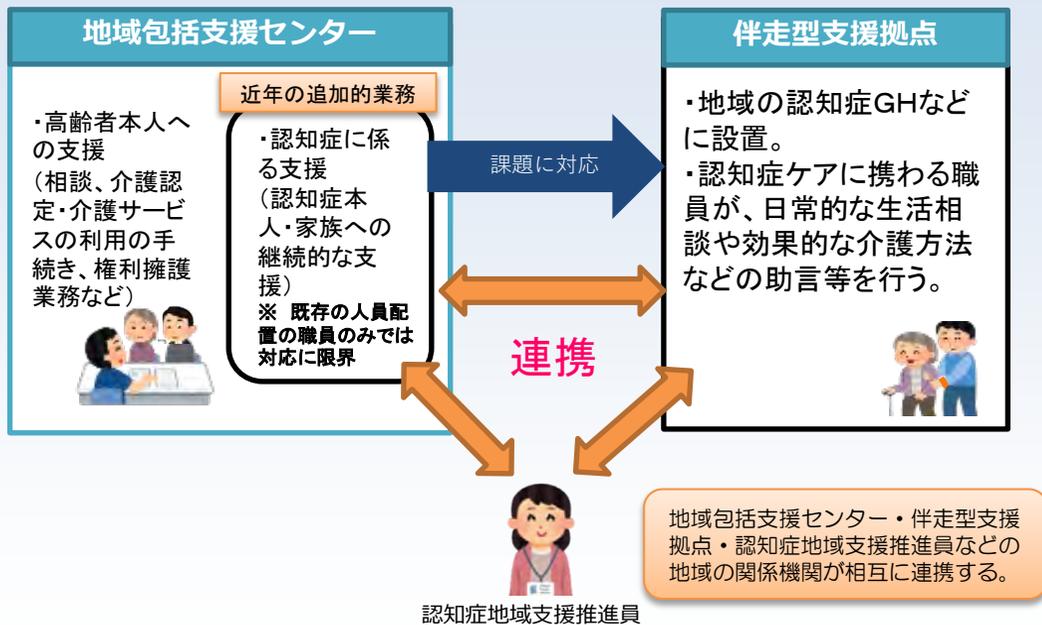


## 1 事業の目的

- 高齢者支援に関するニーズが多様化・複雑化する中で、本人に専門的な助言を行うとともに、家族の負担軽減により介護離職防止にも資するような支援を行うことが重要。
- このため、地域包括支援センターによる従来からの対応に加えて、認知症対応型グループホームなど地域の既存資源を活用して、①本人の生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、②家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果的な介護方法や介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行う『伴走型の支援拠点』を市町村が整備する事業を実施（令和3年度創設）。

## 2 事業の概要

### 【事業実施イメージ】



### （参考資料）

伴走型相談支援マニュアル  
～認知症高齢者グループホームで  
「認知症伴走型支援事業」に取り組むために～



※令和2年度老人保健健康増進等事業  
地域における認知症ケアの拠点としての認知症高齢者グループホームでの適切な相談支援に関する調査研究事業（公益社団法人日本認知症グループホーム協会）

【予算項目】(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護保険事業費補助金 (認知症総合戦略推進事業)  
【実施主体】市町村 【補助率】 1/2 (国 1/2、市町村 1/2)

# 認知症の人と家族への一体的支援事業

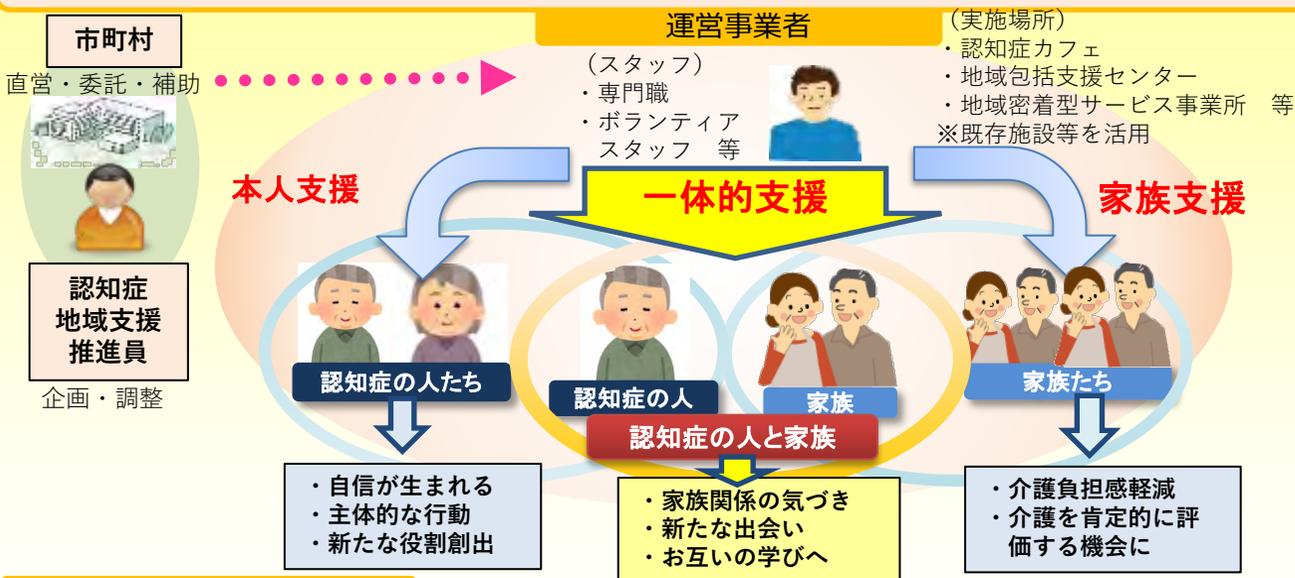
## 1 事業の目的

- 認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、公共スペースや既存施設等を活用して本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る。（令和4年度創設）
- 令和5年度は458自治体を実施（予定を含む）。

## 2 事業の概要

【予算項目】(項) 高齢者日常生活支援等推進費 (目) 地域支援事業交付金 (認知症総合支援事業) 【実施主体】市町村  
 【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

- ◆ 一体的支援プログラムには、認知症の人と家族と一緒に参加。
- ◆ 例えば、第1部：①認知症の人（本人）の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や本人同士が語り合う**本人支援**  
 ②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う**家族支援**  
 第2部：③認知症の人と家族が共に活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う**一体的支援**  
 を一連の活動として行うプログラムを実施することにより、スタッフが仲介役となり、認知症の人と家族の思いをつなぎ、ともに気づき合う場を提供し、在宅生活の継続を支援する。



(参考)  
 認知症介護情報ネットワーク (DC-NET) において、手引きや事例を紹介。  
[https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/meeting\\_center\\_support/](https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/meeting_center_support/)

### 主な事業内容

- 本人と家族が一組となり、二組以上で実施
- 開催は月1、2回程度
- ①本人（同士）への支援、②家族（同士）への支援、③本人・家族両者の交流支援（一体的支援）を一連の活動として行うプログラムを実施。
- プログラム実施による満足度、効果等を市町村へ報告。
- 「認知症地域支援推進員」が企画・調整に関わるものとするが、運営主体（委託先）は実情に応じて設定可。



# 地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization

R6 予算額 : 0.3 億円

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

## 地域運営組織に対する支援

### ● 地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等



### ● 全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出。



## 地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - (1) 地域運営組織の運営支援
  - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

## 地域運営組織の活動事例

### （特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



### （特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- 移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



- 認知症に係る諸問題への対応が社会全体で求められているという共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組みを推進することを目指すために2019年（平成31年）4月22日に設立。2021年（令和3年）3月25日に第1回総会（オンライン）開催。

## 日本認知症官民協議会

- 経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業界団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。
- 協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

### 認知症イノベーションアライアンスWG

経済産業省

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた議論を実施。

### 認知症バリアフリーWG

厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。

- 令和2年度は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成（金融、住宅、小売、レジャー・生活関連の4業種）
- 令和3年度は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『留意事項集』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて認知症バリアフリー宣言制度を本格実施。
- 令和4年度は、薬局・ドラッグストア、配食等、運動施設、図書館の4業種の手引きを作成。
- 令和5年度は、携帯ショップ、旅館・ホテルの2業種の手引きを作成。

- 令和6年度は、認知症バリアフリーの取組を広げるため、認知症の本人・家族の希望を踏まえた「工程表」に基づき、幅広くかつ、個別の業界・業種ごとの手引きを作成予定。また、認知症バリアフリー宣言制度の運用及び周知・広報を行う。



# 認知症の人への接遇方法等に関する 「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」

- 認知症バリアフリーを推進し、認知症の人の社会参加やチャレンジを後押しする機運を社会全体で高めるため、日本認知症官民協議会（行政のみならず経済団体、医療・福祉その他業界団体、自治体、学会等から約100団体が参画）にて、認知症の本人・家族の意見を踏まえつつ、策定。

## ★認知症の人と接する機会の多い業種等から作成

【令和2年度】

「金融」（銀行・信託・生保・損保・証券） 「住宅」（マンション）

「小売」（コンビニ・小売店・薬局等）

「レジャー・生活関連」（旅館・ホテル、理美容、飲食業等）

【令和4年度】

「図書館」 「薬局・ドラッグストア」 「運動施設」 「配食等」

【令和5年度】

認知症の本人・家族の希望を踏まえ、

「旅館・ホテル」 「携帯ショップ」 について、作成。

【令和6年度～】

認知症の本人・家族の希望を踏まえた「工程表」に基づき、幅広くかつ、個別の業界・業種ごとの手引きを作成予定。

## 手引き（例）



# 認知症バリアフリー宣言制度

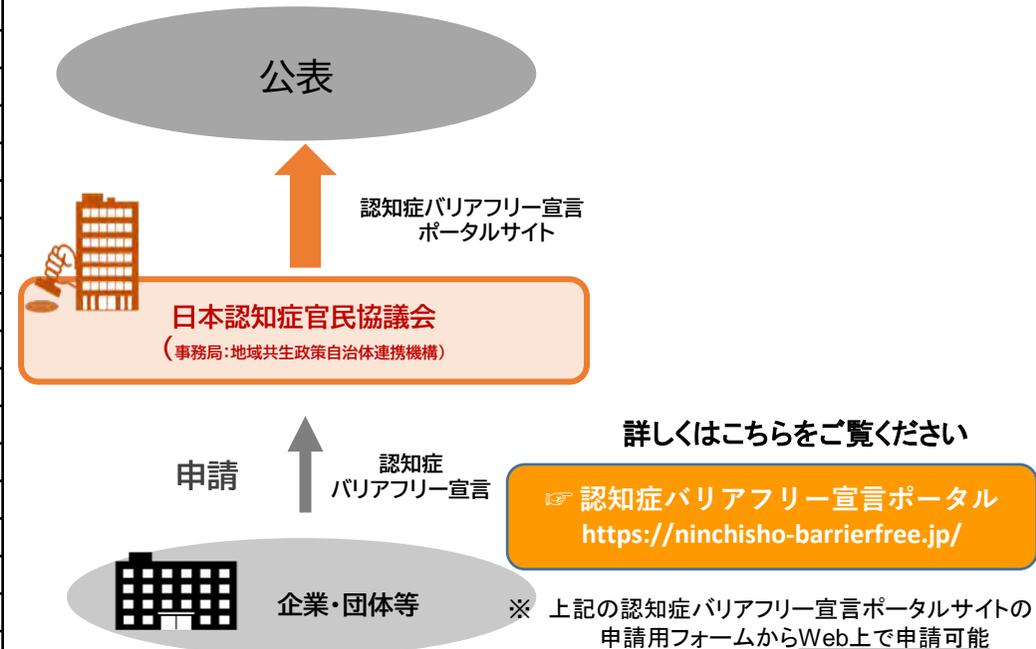


○ 認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らWeb上で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を行うことを通じて、認知症の人やその家族の方々にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした制度(令和4年3月～)

## 宣言制度実施企業一覧 (令和6年4月時点)

業種	企業名	本社所在地
1 金融・保険	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区
2 金融・保険	株式会社七十七銀行	宮城県仙台市
3 金融・保険	株式会社福井銀行	福井県福井市
4 金融・保険	但陽信用金庫	兵庫県加古川市
5 金融・保険	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区
6 金融・保険	岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市
7 金融・保険	太陽生命保険株式会社	東京都中央区
8 金融・保険	フコクしんらい生命保険株式会社	東京都新宿区
9 金融・保険	住友生命保険相互会社	大阪府大阪市
10 金融・保険	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市
11 金融・保険	朝日生命保険相互会社	東京都新宿区
12 金融・保険	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区
13 金融・保険	損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区
14 金融・保険	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市
15 金融・保険	セゾン自動車火災保険株式会社	東京都豊島区
16 金融・保険	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区
17 金融・保険	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区
18 医療・福祉	社会福祉法人敬愛園介護老人福祉施設アットホーム福岡	福岡県福岡市
19 医療・福祉	社会福祉法人晋栄福祉会	大阪府門真市
20 金融・保険	第一生命保険株式会社	東京都千代田区
21 金融・保険	第一フロンティア生命保険株式会社	東京都港区
22 金融・保険	損保ジャパンパートナーズ株式会社	東京都新宿区
23 医療・福祉	合同会社援兵隊デイサービスリゲインライフ	千葉県香取市
24 医療・福祉	SOMPOケア株式会社	東京都品川区
25 医療・福祉	株式会社Sun・Ju・想	北海道石狩市
26 医療・福祉	株式会社パーソン・サポート絆	福岡県筑後市
27 医療・福祉	SOMPOケアフーズ株式会社	東京都品川区
28 卸売・小売	株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区

業種	企業名	本社所在地
29 サービス	KAERU株式会社	東京都中央区
30 サービス	SOMPOコーポレートサービス株式会社	東京都新宿区
31 サービス	アーバン警備保障株式会社	大阪府守口市
32 サービス	トリニティ・テクノロジー株式会社	東京都港区
33 サービス	株式会社プライムアシスタンス	東京都中野区
34 宿泊・飲食	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都千代田区
35 情報通信	株式会社セットアップ	岡山県岡山市



# 認知症バリアフリーの推進

- 「認知症バリアフリー」とは、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていくこと。

## < (株) イトーヨーカ堂の取組 >

※第3回認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議 資料2 を参考に厚生労働省にてまとめたもの

- 認知症バリアフリーの意義を以下のように捉えて取り組んでいる。
  - 超高齢社会における経営戦略の一環（新たな事業創出、ビジネスチャンス）
  - 従業員の介護離職防止につながり、企業の組織基盤の強化にも資する
- そのために、認知症の本人・家族との対話を行い、商品・売り場・サービスなどに関するニーズを汲み取り、ソフトとハードの両面で店づくりに取り組んでいる。



- 国土交通省では、交通事業者による様々な障害特性に応じた適切な接遇が全国的に確保されるよう、平成30年5月に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を策定。
- さらに、当該ガイドラインに追補する形で、認知症の人に対応する「**公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(認知症の人編)**」を令和3年2月に策定、公共交通事業者等へ周知。  
(学識経験者、認知症を含む高齢者、障害者等当事者団体、交通事業者等関係者が参画する検討会を設置し、検討を実施)

接遇ガイドライン(認知症の人編)の基本構成

I. 接遇の基本

- ✓ 基本的な心構えや接遇の前提となる考え方等(バリアフリー法、障害の社会モデル、認知症施策推進大綱など)を紹介

II. 基本の対応について

- ✓ 認知症に関する基礎情報(種類や症状など)を紹介
- ✓ 認知症の人の外出時の行動の特徴や、公共交通機関の利用時の困りごとを紹介
- ✓ 接遇の基本的な考え方、周囲や地域と連携した対応が必要なことを紹介

III. 交通モード別の対応について

- ✓ 交通モード(鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空)別に、接遇を行う場面(公共交通を利用する流れ)に沿って、基本の接遇方法、対応の留意点等を記載

IV. 緊急時・災害時の対応について

- ✓ 緊急時・災害時の基本的な配慮事項を紹介

V. 教育内容をブラッシュアップできる

P D C Aを備えた体制の構築について

- ✓ 接遇のP D C Aを備えた体制づくりの好事例を紹介

掲載内容の詳細 (一部抜粋)

鉄軌道	
1	予約、改札利用、切符購入 認知症の人
【基本の接遇方法】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電話や窓口で説明をするとき …説明や対応を理解していない場合があります。理解しているか、簡潔な言葉(同時に2つのことを説明しないなどの工夫が必要)で、ひとつひとつ確認します。また、予約時に認知症であることを自己開示されている方には同伴者の有無、支援の要否を確認します。</li> <li>● きっぷの購入が難しいと対応を求められたとき、困っているとき …行先を忘れてしまった、路線図等の表示がわからない、機械の操作がわからないなどの場合があります。まずは何に困っているかを確認し、支援を行います。</li> <li>● 改札の入場ができないと対応を求められたとき、困っているとき …自動改札機の使い方がわからない、きっぷを紛失してしまった、きっぷの入力方がわからなくなってしまうなどの場合があります。まずは何に困っているかを確認し、支援を行います。</li> </ul>	
○対応の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行先などの確認をする際は、落ち着いた状態で理解を確認しながら …①落ち着ける場所ですっきりとヒントを示しながら記憶を引き出します。 ②行先の書かれたもの、家族の連絡先が書かれたものがないか確認します。 ③行先がわからない場合には、警察や地域の支援者との連携により解決しましょう。 ※繰り返しての確認、メモによる内容表示などが重要です。</li> <li>● 機械(券売機、自動改札機等)の使い方の説明は、ゆっくり、簡潔に …具体的な工程を、簡潔に区切りながら説明し、一緒にゆっくりと操作します。</li> <li>● 路線図や案内表示の内容の説明は、具体的に、ゆっくりと …指を指すなどして、ゆっくりと説明します。</li> </ul>	
○対応の好事例(参考) (○: 事業者の事例、□: 利用者の声)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 切符購入、ICカードのチャージのお手伝いをしていく。</li> <li>□ わからなければ、職員の方にあずね、わかりやすい対応をしてもらっている。</li> <li>□ 一般の利用者に親切に教えてもらった。</li> <li>□ 駅に設置されている経路検索(かかる料金を含む)をプリントアウトして持っている と忘れていないで目的地に行くことができる。</li> <li>□ 利用する当日は、窓口で「私は認知症です」と申告して、対応してもらっている。</li> </ul>	
○(参考) 利用において生じている事象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械が操作できず、説明を求めるときにできない …インターネットで予約できない、インターネットで決済することに不安を感じる、券売機の操作に困る、ICカードにチャージができない、ICカードをタッチし損ねてしまう</li> <li>● 表示などが複雑であり、理解できず使えない …券売機のレイアウトや色が事業者によって異なるため戸惑う、路線図の内容がわからない、ICカード専用改札機と通常の自動改札機の区別がつかずに困っている</li> <li>● 聞きたいことを忘れてしまい、行動できない …電話をするが、問合せ事項を忘れる(言えない)、行先を忘れる(言えない)</li> </ul>	

記載のポイント

- ✓ 交通モード別に整理
- ✓ 利用の流れに沿った場面別に整理
- ✓ 対象となる主な機能障害の別で整理(高齢者、肢体不自由者・車椅子使用者、視覚障害者、認知症の人 等)
- ✓ 基本的に実施することが望ましい接遇方法を整理  
(高齢者、障害者等が公共交通機関で移動等を円滑に行うために対応が求められる事項であり、各社で実施している接遇事項と併せて、取り組むことが望まれるもの)
- ✓ 基本の接遇方法を補足し、接遇の際に心にとめておくべき留意点を整理
- ✓ 併せて、実際の事業者や障害者等に おける具体事例も紹介
- ✓ 接遇方法として、基本の接遇をさらに上回って実施している事例を紹介
- ✓ 当事者の方が施設等を利用する際に生じている事象を紹介

## 表彰制度の概要

バリアフリー法の趣旨を踏まえ、優れた取り組みを普及・推奨することを目的とし、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰する制度として、平成19年度に「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。これまで全17回で、地方自治体・交通事業者・NPO法人等のべ92団体を表彰。

## 表彰対象（推薦対象）

### 〈これまでの主な対象項目〉

公共交通機関・建築物・道路・公園などのバリアフリー化

国民のバリアフリー化の促進に関する理解や協力を求めることを目的とした活動

これらに加え

・子育て、認知症、発達障害等に対する支援の取組等  
・職員等に対する接遇向上の取組等  
※あくまで国土交通分野（運輸・建設・観光等）における取組み

### 【参考】選考要領（抜粋）

- 表彰の対象  
国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労があったと認められる個人又は団体
- 表彰数  
5件程度を目途とする。
- 再表彰の取扱い
  - (1) 同一の表彰理由に対する表彰は、重ねて行わない。
  - (2) すでに、勲章、褒章、内閣府の行うバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を授与された個人又は団体は、対象外とする。

## 選考委員

- (H19.4～)
- ・中央大学 秋山 哲男教授
  - ・東洋大学 高橋 儀平名誉教授
- (H31.4～)
- ・大阪大学 新田 保次名誉教授
  - ・(一財)日本消費者協会 河野 康子理事

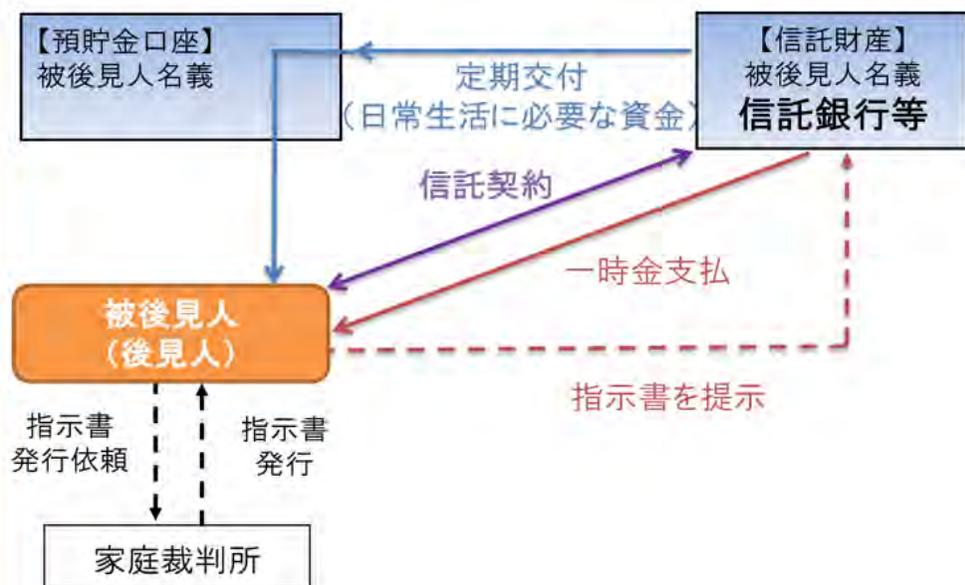
## 年間スケジュール（予定）

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 4月上旬   | 推薦案件（自薦含む）の募集開始     |
| 7月末    | 推薦案件の募集締切           |
| 9月頃    | 第1次選考委員会            |
| 9月下旬～  | 表彰対象候補案件の現地視察、ヒアリング |
| 12月下旬頃 | 第2次選考委員会（表彰対象者の決定）  |
| 3月中旬頃  | バリアフリー化推進功労者大臣表彰式   |

# (ご参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

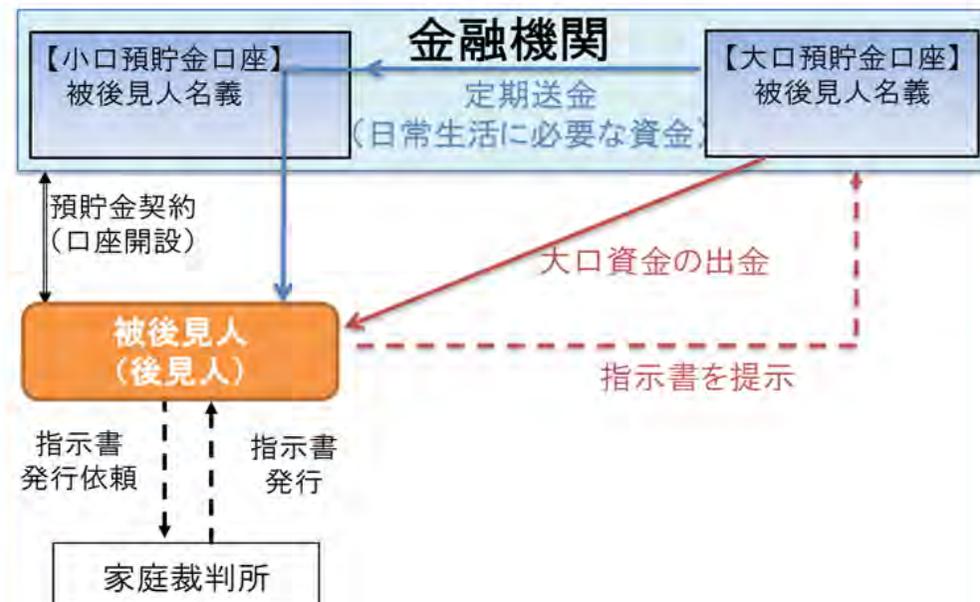
## 後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・ 支援信託契約時
  - ・ 定期交付額の設定時
  - ・ 信託財産からの出金時 等



## 後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
  - ・ 定期送金額の設定時
  - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



# 生活福祉資金貸付（不動産担保型生活資金）の概要

- 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得又は要保護の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度。
- 要保護世帯向けは、本制度を利用しなければ生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であることが必要。

資金の種類		対象者	貸付限度額等	据置期間	利子	連帯保証人	令和2年度実績	
							(件数)	(金額)
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得の高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の評価額の70%程度</li> <li>・対象不動産は、評価額1,500万円以上を目安</li> <li>・月30万円以内</li> <li>・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>	契約終了後3月以内	①据置期間 終了時年3%  又は ②長期プライムレート (R4.4.1現在1.10%)  の①②いずれか低い利率	必要 (推定相続人中から選任)	29件	556,270千円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	要保護の高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物の評価額の70%程度 (集合住宅の場合は50%)</li> <li>・対象不動産は500万円以上</li> <li>・生活扶助額の1.5倍以内</li> <li>・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>		不要	103件	791,952千円	

# 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の**手続支援**、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの**死後事務等**について、家族・親族に代わって支援する、「**高齢者等終身サポート事業**」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

## 全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「**身元保証等サービス**」及び「**死後事務サービス**」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

## 契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

## 契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

## 事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた**情報開示**、**個人情報**の適正な取扱い、**事業継続のための対策**、**相談窓口の設置**に取り組むことが重要。

### 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

---

# ピアサポーターによる本人支援の推進

- 認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えているため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援（ピアサポート活動支援事業）を実施。
- 認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていく。

## 都道府県・指定都市の取組

- ・仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・ピアサポーターの登録
- ・ピアサポートチームの結成



活動を希望する  
認知症本人

本人

## ピアサポートの活動内容

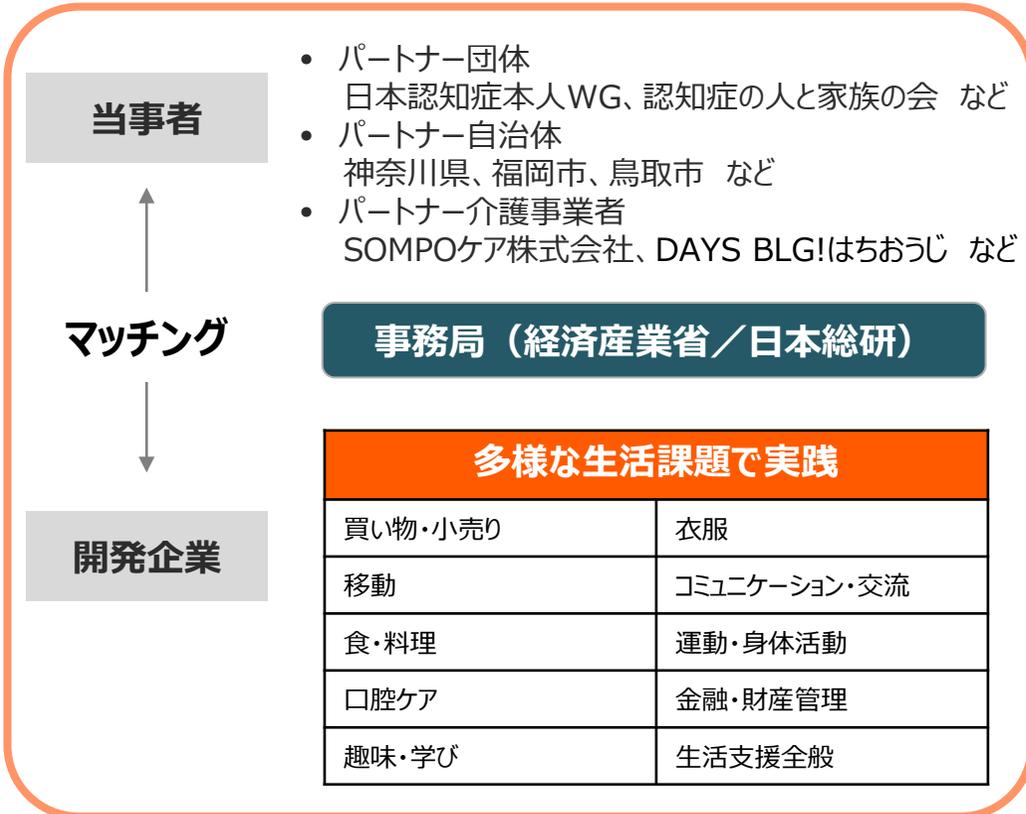
- ・相談支援
- ・当事者同士の交流(本人ミーティングへの誘い・同行)等

※都道府県・指定都市は、当事者団体等へ委託することも可  
※補助対象経費は検討会、事業の運営（ピア活動の謝金、会場借料）、広報・普及等

- 【事業名】ピアサポート活動支援事業（認知症総合戦略推進事業）
- 【目標】2025（令和7）年までに全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施
- 【実績】17都府県実施（2022（令和4）年度末）※認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる

- 認知症当事者は多くの生活課題を抱えており、その解決には**共生社会実現に資する質の高いソリューションが創出される仕組みの構築**が必要である。
- 当事者の真のニーズに合致する質の高いソリューションの創出のため、**当事者とのマッチングを通じた共創**の支援を実施。当事者には社会参画の機会・自己効力感の向上、企業側には潜在的なニーズを把握して開発が出来る等のメリットが確認されている。

## 当事者参画型開発型開発モデルの構築



## 実践事例：株式会社大翻

製品名	・Unicks
	どんな人でも履きやすく暖かい かかとなしシルクパイル靴下

基本設計に関する改良点、新たな製品開発アイデアのヒントを抽出

<b>実践内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 量産化に向け、履きやすさだけでなく、履き心地や色、サイズ展開なども含め、改善点を検討</li> <li>・ 靴下に限らず、下着類の困りごとを収集</li> </ul>
<b>当事者からの声</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚手で外履きの靴が入らない</li> <li>・ かかとがなく、履き口が良く伸びるので履きやすい</li> <li>・ 歩く際の違和感・ずれはない、やや締め付け感がある 等</li> </ul>

## ■ 「本人にとってのよりよい暮らしガイド」

～一足先に認知症になった私たちからあなたへ～

診断直後に認知症の本人が手にし、次の一歩を踏出すことを後押しするような本人にとって役に立つガイドを、認知症当事者の団体である「一般社団法人 日本認知症ワーキンググループ」が作成・配布（2018年10月）



## ■ 「本人座談会」～語り合う「私と認知症」～

認知症の理解を深めるための映像（DVD）。4名の認知症当事者の協力を得て、本人の体験、思い、生き生きと暮らし続けるために挑戦する姿、地域づくりに対する考えなどを自分たちで考え話し合ったもの。



- 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

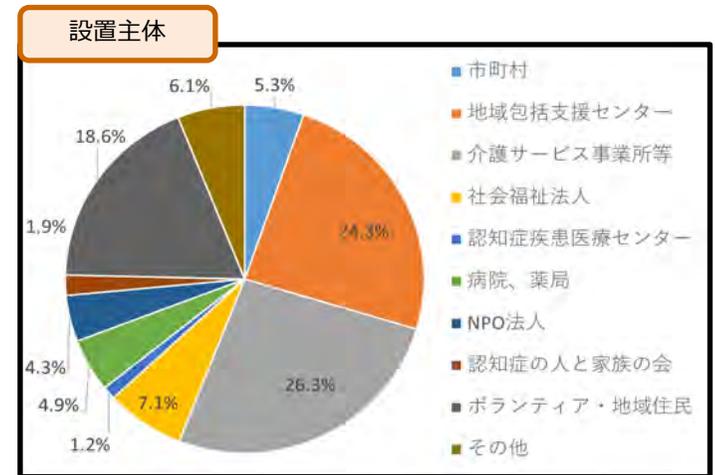
【認知症施策推進大綱：KPI／目標】 認知症カフェを全市町村に普及

## 【実施状況】令和4(2022)年度実績調査

- ・47都道府県1,563市町村(89.8%)にて、8,182カフェが運営されている。
- ・設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

## 【認知症カフェの概要】

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 多くは、通所介護施設や公民館等を活用
- 活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している場合もある。
- 効果
  - ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
  - ・家族 → わかり合える人と出会う場所
  - ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
  - ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)



- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援**するもの
- 令和2年度からは、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する観点から、地域支援事業の**包括的支援事業（生活支援体制整備事業）**において、新たに**就労的活動の普及促進策を創設**
- 具体的には、**就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置**を推進

## 秋田県藤里町の事例 （生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート）

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人々が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

分野	番号	働くかたち	働き方
A 収入	1	4万円以上	仕事受発なんでもあります
	2	3万円未満	自分の希望受発収入型
	3	2万円未満	希望受発型
	4	ポイント	実務付
B 仕事時間	1	6時間以上	仕事受発なんでもあります
	2	3時間未満	自分の希望受発収入型
	3	2時間	希望受発型
	4	不定	実務付
C ゆとり	1	なんでもあり	仕事受発なんでもあります
	2	得意分野はひとり	自分の希望受発収入型
	3	誰かと一緒に	希望受発型
	4	支援があれば	実務付
D 経験	1	仕事の経験があります	仕事受発なんでもあります
	2	得意な仕事があります	自分の希望受発収入型
	3	仕事をしたことがありません	希望受発型
	4	仕事の経験がありません	実務付

【ふきの皮むき作業】



## 熊本県水俣市の事例

（一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携）

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景②】



【活動風景①】



<参考> 「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

### 【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

# 認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備

令和6年度予算：86億円の内数

○ 認知症を有する人をはじめとする高齢者や若年性認知症の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、令和元年度より社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づけ、その取組を支援。

## (具体的な取組例)

- ・ 市町村が適当と認めた事業者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者へ専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言や、十分なノウハウを有していない者に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ 市町村が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動に関する好事例を収集し、関係者で共有するなどの意識啓発
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援

## (主な経費内容)

- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費(農家等への謝礼)や介護支援が必要な場合の人件費
- ・ 作業実施のための諸経費(器具の購入)やイベント(マルシェ)の開催
- ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援

※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定(財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで)。



## ○「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」 (平成30年7月27日事務連絡)

介護サービス事業所が介護サービスの提供時間中に、介護サービス利用者が地域住民と交流したり、公園の清掃活動等の地域活動や洗車等外部の企業等と連携した有償ボランティア等の社会参加活動に参加できるよう取り組んでいる事例が出てきている中、通所系サービス、小規模多機能型居宅介護等がその利用者を対象とした社会参加活動等を行う場合について、留意点や一般的な考え方等を取りまとめたもの

### ○事業所外で定期的に社会参加活動を実施することについて

個別サービス計画に位置づけられていること、職員による見守り等が行われていること、利用者が自らの役割を持ち、達成感や満足感を得て、自信を回復するなどの効果が期待されるような取組であること等の要件を満たす場合には、事業所の外で社会参加活動に取り組むことができる。

### ○サービス提供の「単位」について

利用者が事業所内と事業所の外とで、同一の時間帯に別々に活動する場合でも、サービスの開始時点で利用者が集合し、その後にそれぞれの活動を行う場合には、同一の単位と見なすことができる。

### ○企業等と連携した有償ボランティアを行う場合の労働関係法令との関係について

- (1) 労働者性の有無について  
個別の事案ごとに活動実態等を総合的に判断し、利用者と外部の企業等との間に使用従属関係が認められる場合には、労働基準関係法令の適用対象となる「労働者」となる。
- (2) 謝礼の受領について  
(1)により労働者に該当しないと判断された場合、一般的には謝礼は賃金に該当しない。  
※ 事業所が利用者に対する謝礼を受領することは介護報酬との関係で適切でない。
- (3) 「労働者派遣」、「職業紹介」、「労働者供給」の該当性について  
連携先の企業等で社会参加活動に参加した場合であっても、事業所が労働者派遣等を行ったことにはならない。

#### 介護サービス提供



#### 社会参加活動



# 若年性認知症支援コーディネーターによる支援

## 概要

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する理解が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となることなどが指摘されている。このため、若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施することにより、現役世代である若年性認知症の方への支援に当たり、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援方策の構築を図る。

## 事業内容（認知症総合戦略推進事業）

- 全国1カ所・・・（1）若年性認知症コールセンターの運営、若年性認知症支援コーディネーターに対する研修・相談支援など  
都道府県・指定都市・・・（2）若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等によるニーズ把握  
（3）若年性認知症支援コーディネーターの設置に伴う個別相談  
（4）若年性認知症自立支援ネットワークの構築  
（5）社会参加活動のための居場所づくりの推進

都道府県・指定都市

実施

若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等 ⇒ 課題・ニーズの把握

フィードバック

若年性認知症支援コーディネーターの設置

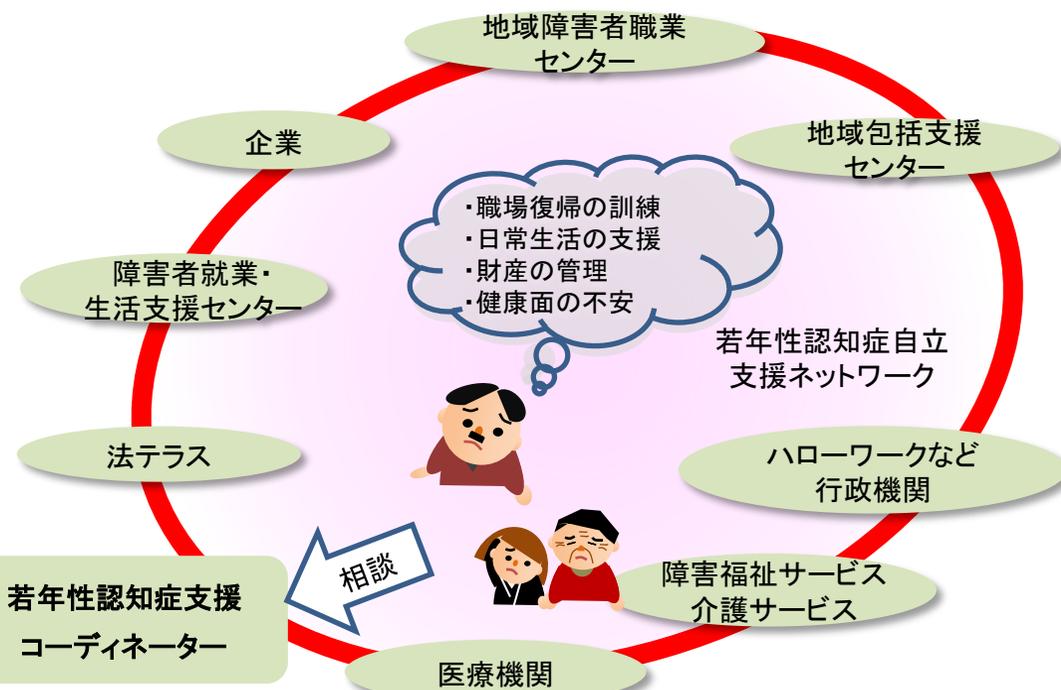
ネットワークの構築

- ・ネットワーク会議の開催、普及啓発
- ・支援者への研修会の開催 等

個別相談

- ① 悩みの共有
- ② 受診勧奨
- ③ 利用できる制度・サービスの紹介
- ④ 本人・家族が交流できる居場所づくり
- ⑤ 本人の社会参加活動のための場の提供

実施  
(事業内容によって一部運営委託)



若年性認知症については、現役世代が発症することから経済的な問題や配偶者の親との同時介護になる等の特徴があるため、就労・社会参加等の推進に向けて、**就労・福祉・医療等の各関係機関等が連携して、総合的な支援を実施する必要がある。**

## 若年性認知症支援コーディネーターによる関係機関との連携を通じた支援

- 若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、若年性認知症の人の自立支援に関わる者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症支援コーディネーター」の配置を推進するとともに、関係機関と連携し、就労に関する相談機能を強化する。

## ハローワークなどによる一般就労支援

### ○ ハローワーク

精神障害者雇用トータルサポーターが一般企業への再就職を希望する若年性認知症の方に対し、カウンセリング等の就職支援を実施する。あわせて、事業主に対しても、若年性認知症の方の雇用に係る課題解決のための相談援助等を実施する。

### ○ 地域障害者職業センター

障害者職業カウンセラーが医療機関等と連携しながら、若年性認知症の方、事業主等に対し、採用、雇用継続に関する総合的な支援を実施する。

また、職場内での直接的な支援が必要な場合は**職場適応援助者(ジョブコーチ)**による支援を実施する。

### ○ 障害者就業・生活支援センター

就業・職場定着及びそれに伴う日常生活上の困難を抱える若年性認知症の方に対し、職場・家庭訪問等による一体的な支援を実施する。

## 障害者総合支援法による福祉的就労支援

### ○ 就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

- ・A型: 雇用契約に基づく就労が可能である者に雇用契約の締結等による就労の機会等を提供
- ・B型: 雇用契約に基づく就労が困難な者に就労の機会等を提供

### ○ 就労移行支援

就労を希望する障害者に対して、生活活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

## 本人及び家族の居場所づくりなどの支援

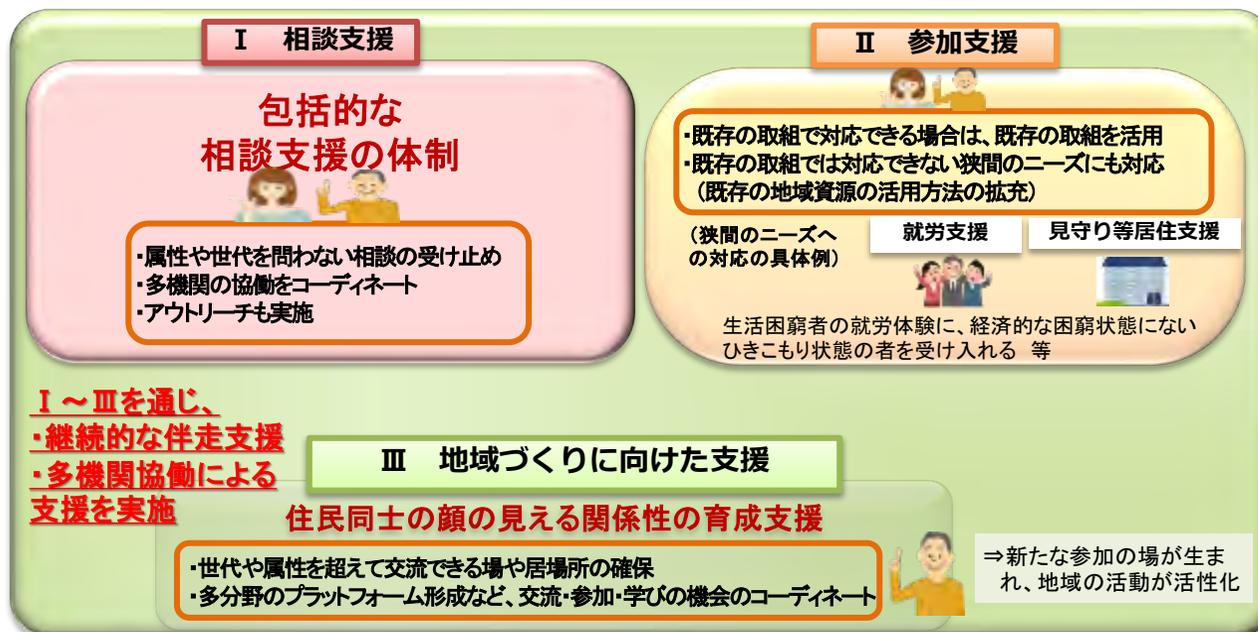
- 本人や家族が、地域の人や専門家と相互の情報を共有し、お互いを理解する**認知症カフェの開催**など居場所づくりを推進する。
- 医療・介護の専門職による包括的・集中的支援を行う**認知症初期集中支援チーム**や**認知症疾患センター**等との連携による**早期の鑑別診断**を実施する

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。  
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

## 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

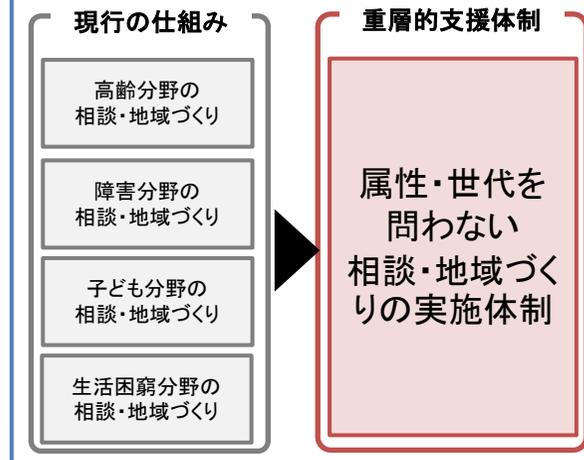
## 重層的支援体制整備事業の全体像



**I～IIIを通じ、**  
・継続的な伴走支援  
・多機関協働による支援を実施

## 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



## 4. 認知症の人の意思決定の支援及び 権利利益の保護

---

# 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

## 誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

## 意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

## 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

### 人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度  
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮  
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎ 意思決定支援と環境  
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

### 意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認



### 意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎ 意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



### 意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

# 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和6年度当初予算額 0.8億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。  
(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

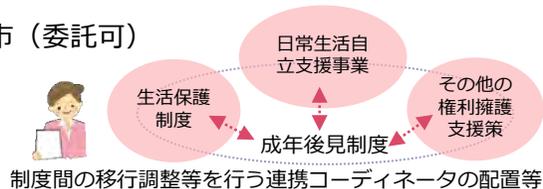
<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)  
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円  
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体 (令和4年度)



### ○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

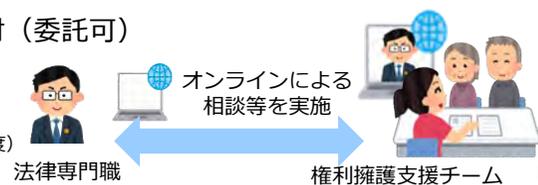
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)  
<基準額> 5,000千円  
<補助率> 1/2  
<実績> 10自治体 (令和4年度)



### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)  
<基準額> 300千円  
<補助率> 1/2  
<実績> 34自治体 (令和4年度)



# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

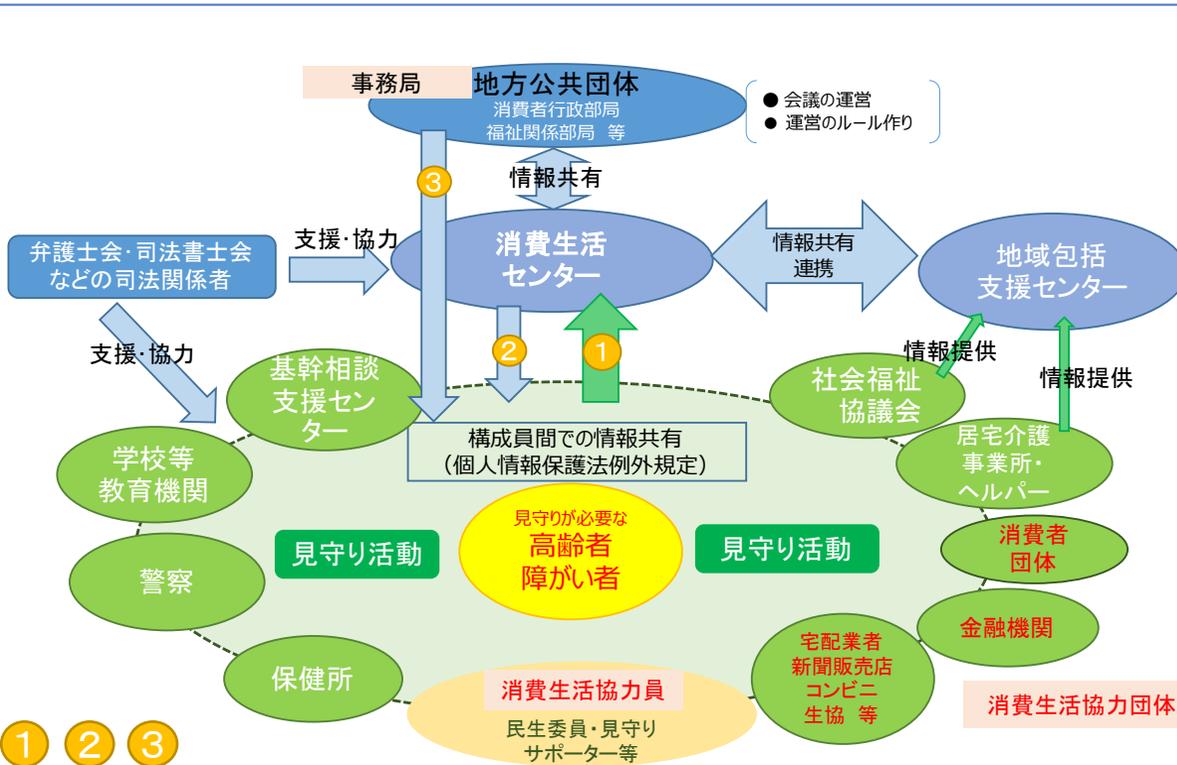
### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク
- ⇒ 既存の福祉のネットワーク等に、消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、「消費者被害の未然防止」も含め、より充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能に



- ① 協議会構成員から消費生活センターへの情報提供
- ② 消費生活センターから、協議会へ被害回復についてのフィードバック
- ③ 事務局から協議会に対し、消費者被害に係る情報提供・啓発活動の依頼

(注1) 事務局は地方公共団体が担うこととなるが、単独事務局の他、消費者行政部局、福祉部局の共同事務局などが考えられる。

(注2) 協議会の構成員は関係しうる者を幅広く示したものの、地域の実情に応じて、構成員を決めることができる。福祉関係団体や障がい者団体、当事者団体等、多様な主体の参加が期待される。

見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みを構築

- 消費者被害の早期発見から事案解決へ
  - ✓ 消費生活センターによる助言、あっせん
- 迅速な情報収集による被害の拡大防止
  - ✓ 事前の注意喚起、法執行による行政処分等
- 必要な福祉サービスへの円滑な移行
  - ✓ 消費者被害の発見をきっかけにした、生活保護、成年後見制度等の福祉的な手当てへのつなぎ

構成員間の個人情報の共有による実効性確保

- 消費者庁等からの情報提供による見守りリストの作成
  - ✓ 消費者庁が事業者から押収した顧客名簿などをベースに、消費者トラブルに遭う可能性のある市民の情報をまとめる
  - ✓ 地域協議会内の構成員間で、見守り対象者に関する個人情報を共有（個人情報保護法の例外規定の適用）

気付き・声掛け・つなぐ  
被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決

# 「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム (略称：SOS47)



## SOS47とは？

- ◆ 全国で相次ぐオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防止するための広報啓発活動を行うことを目的として、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々によって結成されたプロジェクトチーム。
- ◆ メンバーは、それぞれの立場や活動を通じて特殊詐欺の被害防止に向けた情報発信を継続的に行うことが期待されている。
- ◆ 「SOS」は、「ストップ・オレオレ詐欺」の頭文字をとったもの。
- ◆ 「47」は、全国47都道府県警察が一丸となって特殊詐欺被害防止に取り組んでいくことを示すもの。
- ◆ 「家族の絆作戦」とは、特殊詐欺の被害が後を絶たない理由の1つとして、普段から家族の間でコミュニケーションが十分にとれていないため、犯人の電話の内容が不自然であることに気付かないなどの問題があることから、被害防止のため、被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働きかけをも強化し、家族の絆を強めて、家族間でこまめに連絡を取り合うという社会的機運を醸成することなどを目指して推進している取組。
- ◆ 本取組については、令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議において決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」において、全府省庁を挙げて展開することとされている。

## メンバー

### 特別防犯対策監

杉 良太郎氏

### 特別防犯支援官

伍代 夏子氏／コロッケ氏／飯豊 まりえ氏／橘 慶太氏／川栄 李奈氏  
城島 茂氏／松本 利夫氏／吉原朝馬氏／山崎怜奈氏／町田啓太氏  
乃木坂46／AKB48／SKE48／NMB48／HKT48／STU48

## これまでの経緯

- 平成30年 9月 プロジェクトチーム結成  
11月 国家公安委員会委員長より杉良太郎氏に特別防犯対策監を、警察庁生活安全局長よりその他のメンバーに特別防犯支援官を委嘱
- 令和2年 11月 特別防犯対策監及び特別防犯支援官の再委嘱  
新たなメンバーに特別防犯支援官を委嘱（警察庁生活安全局長よりAKB48に、各府県警察生活安全部長よりそれぞれSKE48（愛知）、NMB48（大阪）、HKT48（福岡）、STU48（香川）に委嘱。）
- 令和3年 9月 警察庁生活安全局長より吉原朝馬氏に特別防犯支援官を委嘱
- 令和4年 11月 特別防犯支援官の再委嘱  
警察庁生活安全局長より山崎怜奈氏及び町田啓太氏に特別防犯支援官を委嘱

## メンバーの活動内容

- ◆ 広報啓発用動画・ポスターへの出演
- ◆ 各種広報啓発イベント等への参加による情報発信
- ◆ 各種メディアへの出演による情報発信
- ◆ メンバー自身の活動における情報発信

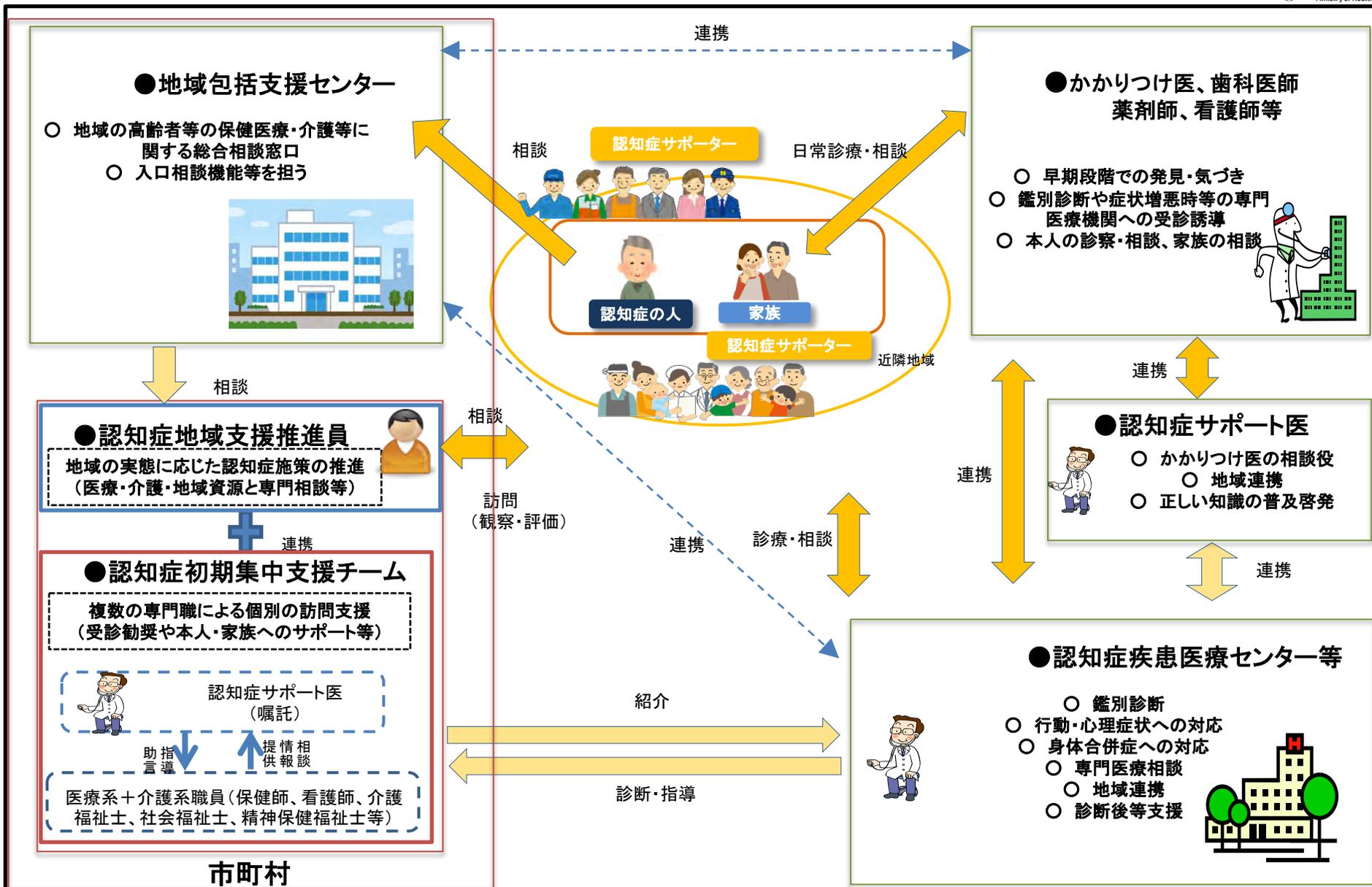


警察庁

## 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの 提供体制の整備等

---

# 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

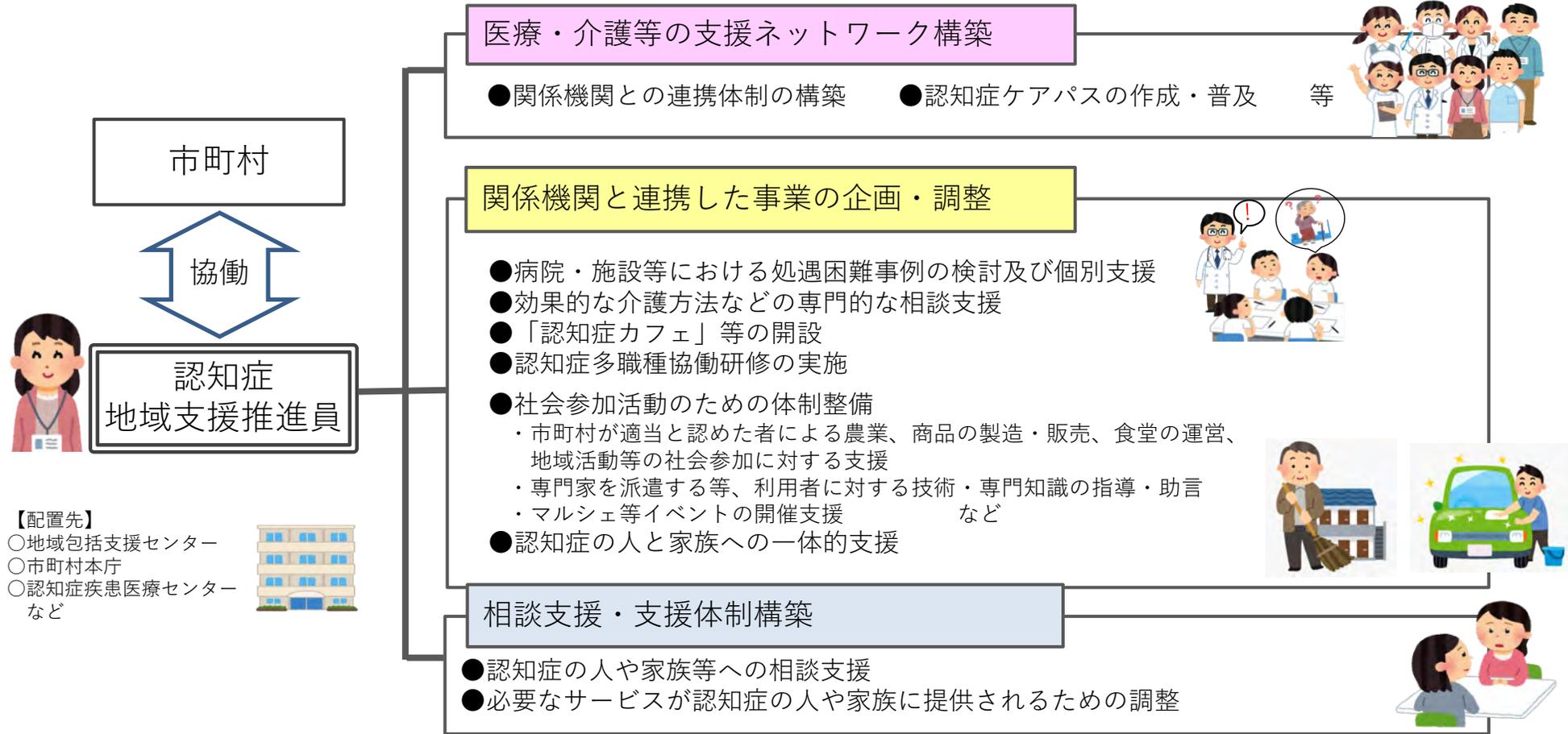


認知症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」を作成し、整理

# 認知症疾患医療センター運営事業

- 認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業（H20年度創設）
- 本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する「事業の着実な実施に向けた取組」なども実施
- 実施主体：都道府県・指定都市（病院または診療所を指定）
- 設置数：全国に**505カ所**（令和5年10月現在）【認知症施策推進大綱：KPI/目標】全国で500カ所、2次医療圏ごとに1カ所以上

		基幹型Ⅰ	基幹型Ⅱ	地域型	連携型	
主な医療機関		総合病院、大学病院等		精神科病院、一般病院	診療所、一般病院	
設置数（令和5年10月現在）		17カ所	4カ所	386カ所	98カ所	
基本的活動圏域		都道府県圏域		二次医療圏域		
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談				
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上）</li> <li>・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）</li> </ul>
	検査体制 （※他の医療機関との連携で可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT（※）</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>
	BPSD・身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保	急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可			
	医療相談室の設置	必須				
地域連携機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応</li> <li>・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施</li> <li>・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化 等</li> </ul>				
診断後等支援機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催</li> </ul>				
事業の着実な実施に向けた取組の推進		都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与		※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施		



**【事業名】** 認知症地域支援・ケア向上事業 （地域支援事業）

**【目標】** 2025（令和7）年度

- ・ 認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開
- ・ 全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講

# 認知症初期集中支援チーム

○ 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、**アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）**に行い、自立生活のサポートを行うチーム

## ● 認知症初期集中支援チームのメンバー



### 医療と介護の専門職

(保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)

### 認知症サポート医 である医師（嘱託）

## ● 配置場所 地域包括支援センター等

診療所、病院、認知症疾患医療センター  
市町村の本庁

## 対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

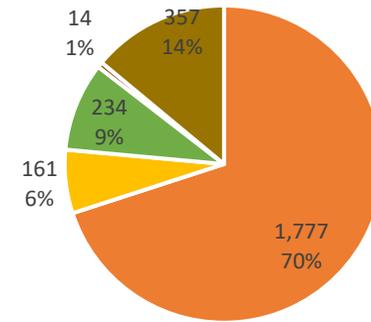
- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
  - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
  - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
  - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
  - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

## 設置状況

※R5年度認知症施策地域介護推進課実施状況調べによる

実施市町村数	設置チーム数	チーム員総数	平均チーム員数
1,741市町村	2,543チーム	17,066人	6.7人

## 設置場所

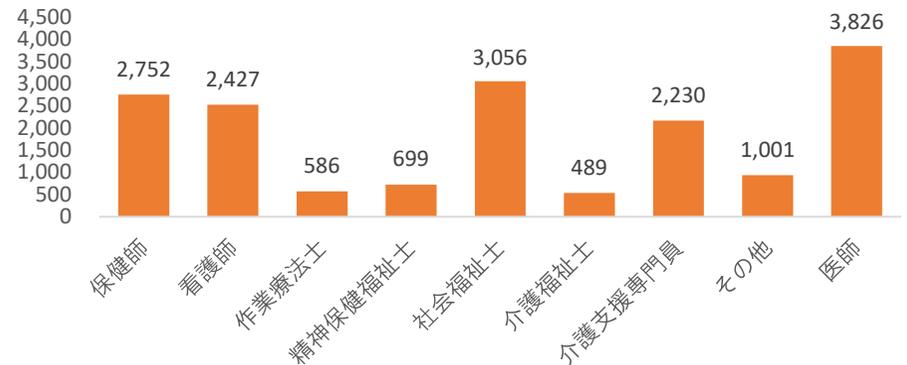


## R 1.9月末、全市町村に設置

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】(2025年度末)  
 訪問実人数全国で年間40,000件  
 医療・介護サービスにつながった者の割合65%  
 【令和4年度 実績】  
 訪問実人数：15,280件  
 医療サービスにつながった者：87.4%  
 介護サービスにつながった者：67.2%

- 地域包括支援センター
- 認知症疾患医療センター
- 医療機関
- 訪問看護ステーション
- その他

## チーム員の職種



「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

## 対象事業

- 事業主体 : 都道府県
- 補助率 : 1/2
- 補助対象経費 : 高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

### 1. 【未然防止】のための支援

#### ①地域住民向けのシンポジウム等の開催 (2017年～)

高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

#### ②地域住民向けリーフレット等の作成 (2017年～)

- ・高齢者虐待防止法や身体的拘束等の適正化に関する理解、通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

#### ③養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ) (2019年～)

養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

### 2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応(悪化防止)】のための支援

#### ①身体拘束ゼロ作戦推進会議 (2007年～)

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

#### ②権利擁護推進員養成研修 (2007年～)

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者等を対象に、職員のストレス及びハラスメント対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

#### ③看護職員研修 (2007年～)

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

#### ④市町村職員等の対応力強化研修 (2017年～)

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

#### ⑤権利擁護相談窓口の設置 (2007年～)

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者や介護職員等からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

#### ⑥ネットワーク構築等支援 (2017年～)

高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居室確保等に係る広域調整等

### 3. 【再発防止】のための支援

#### 虐待対応実務者会議等の設置 (2020年～)

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止・未然防止策検証会議～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定(再発・未然防止策等)の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る指導等のための専門職の派遣

概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>  
なし



<改定後>

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設）  
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。

算定要件等

<認知症チームケア推進加算（Ⅰ）>（新設）

- （1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

<認知症チームケア推進加算（Ⅱ）>（新設）

- ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

高齢者においては、複数の併存疾患を治療するための医薬品を多数服用することによって、多剤服用による害を生じる「ポリファーマシー」に陥りやすい状況にある。

そこで、「高齢者医薬品適正使用検討会」を開催し、多剤併用時の適正使用情報（重篤副作用の発見・対処、薬剤選択情報（推奨薬と安全性））を中心に、有害事象回避のための処方見直し等の具体的な方法について定めた指針の策定、アップデートを行うとともに適正使用情報を効果的に周知する方法等について検討を行っている。

図1 服用薬剤数と薬物有害事象の頻度

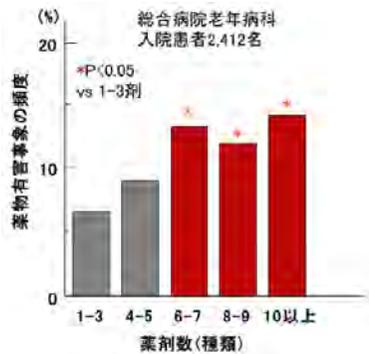
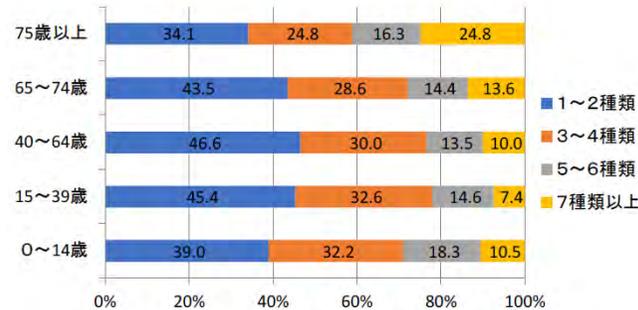


図2 同一の保険薬局で調剤された薬剤種類数(／月)  
(平成28年社会医療診療行為別統計)



## これまでの事業内容

- 平成30年度 高齢者の医薬品適正使用の指針策定
- 令和元年度 療養環境別の指針を策定
- 令和2年度 「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（業務手順書）の策定
- 令和3年度 指針・業務手順書を特定の病院で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出
- 令和4年度 令和3年度の延長で地域（病院、薬局、介護施設等）で実際に運用し、有効性の検証・課題の抽出
- 令和5年度 令和3、4年度事業の成果を踏まえた指針及び業務手順書の見直しを実施

## 令和6年度の取組

- **見直しを行った指針及び業務手順書の地域における運用調査**
  - 業務手順書等に基づくポリファーマシー対策の実施・調査
  - 地域の医師会・薬剤師会等を通じた取組の啓発活動や研修・勉強会等の実施
- **医療機関でのポリファーマシー対策業務の効果に係るエビデンス調査・検討**
  - ポリファーマシーに係る基礎調査
  - ポリファーマシー対策業務の効果に係る指標検討

# 認知症ケアに携わる人材育成のための研修

- ◆ 認知症高齢者に対するより適切なケア・サービス提供のために、
  - ・ 介護従事者を対象とする 9 研修
  - ・ 医療従事者を対象とする 8 研修
  - ・ 認知症総合支援事業に携わる者を対象とする 3 研修
 を実施しているところ。
  
- ◆ このうち介護従事者を対象とする 3 研修については、都道府県等の一般財源で対応。その他の研修については、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の助成対象。

## 地域医療介護総合確保基金・97億円の内数

### 介護従事者を対象とする研修

- 認知症対応型サービス事業管理者研修
- 認知症対応型サービス事業開設者研修
- 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- 認知症介護指導者フォローアップ研修
- 認知症介護基礎研修
- 効果的な認知症ケアのための認知症対応力向上研修

### 医療従事者を対象とする研修

- 認知症サポート医養成研修
- 認知症サポート医フォローアップ研修
- かかりつけ医認知症対応力向上研修
- 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- 歯科医師の認知症対応力向上研修
- 薬剤師の認知症対応力向上研修
- 看護職員の認知症対応力向上研修
- 病院勤務以外の看護師等の認知症対応力向上研修

### 認知症総合支援事業関係研修

- 認知症初期集中支援チーム員研修
- 認知症地域支援推進員研修
- チームオレンジコーディネーター研修等



## 一般財源

### 介護従事者を対象とする研修

- 認知症介護実践者研修
- 認知症介護実践リーダー研修
- 認知症介護指導者養成研修

令和6年度当初予算額 3.3億円（3.3億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

今後急速に増加することが見込まれる認知症高齢者に対する介護等の支援を適切かつ効果的に行う観点から、認知症介護研究・研修センターにおいて、処遇技術に関する臨床的な研究を行うとともに、認知症介護に関する研修のための全国的な連携体制（ネットワーク）を形成し、認知症介護の専門職員の養成を行い、全国の介護保険施設・事業所等にその成果の普及を図る。

## 2 事業の概要

- (1) 認知症介護の専門技術に関する実践的な研究の実施
  - ・ 我が国における認知症高齢者の介護に関する研究の中核的機関として位置づけ、認知症高齢者の介護の専門性を高め、質の高い介護技術を理論化することを目的として、大学や研究機関等との連携による学際的共同研究を推進する。
- (2) 認知症介護の専門技術に関する指導・普及を行う専門職員に対する養成研修等の実施
  - ・ 介護の専門性を高めることを目的に、実践的な介護研修を体系的に実施するとともに受講しやすい環境の整備、研修のあり方の検討により、人材の育成と確保に努める。
  - ・ 必要に応じ各地方公共団体等が実施する認知症介護に関する研修に協力。
- (3) 認知症介護の専門技術に関する国内外の人材交流や各種情報の収集・提供
  - ・ 国際的視野に立った研究を遂行するため、先端研究の情報収集とそれらの公開、提供を行うとともに、国内外の研究・研修機関との情報交換と人材交流を積極的に推進する。
- (4) 高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する調査・研究
  - ・ 高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項に関する調査及び研究を行う。
- (5) 認知症地域支援体制構築の検討（東京都のみ実施）
  - ・ 認知症地域支援の取組の先進事例等の収集・整理・分析を行うとともに、その分析結果等に基づき、地域資源連携のあり方等を自治体に対して提示し、情報共有とその普及を図る。

## 3 実施主体等

### 【実施主体】

認知症介護研究・研修センターを設置する都県市

- ・ 東京都（社会福祉法人 浴風会 東京都）
- ・ 仙台市（社会福祉法人 東北福社会 仙台市）
- ・ 愛知県（社会福祉法人 仁至会 愛知県）

### 【負担割合】 定額

【事業実績】 3都県へ補助を行い、上記法人が左記事業を実施。



東京センター

関東・新潟・九州・沖縄地区



仙台センター

北海道・東北・四国・中国地区



大府センター

中部・近畿地区

# 総合的な介護人材確保対策（主な取組）

○ 2040年度には約280万人の介護職員が必要と見込まれる中（※）、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題。

※第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計。2019年度（211万人）比で+約69万人（3.3万人/年）

○ 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

## ①介護職員の処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
  - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
  - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

## ②多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

## ③離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

## ④介護職の 魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

## ⑤外国人材の 受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）
- 海外12カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施
- 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
- 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

令和6年度当初予算額 97億円（137億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

## 2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県）  
※赤字下線(令和6年度拡充分)  
 \*付き下線(事業の類型化)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における介護のしごとの魅力発信</li> <li>○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験</li> <li>○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援</li> <li>○ 介護未経験者に対する研修支援(*)</li> <li>○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援(*)</li> <li>○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化(*)</li> <li>○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援</li> <li>○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進</li> <li>○ <b>介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備</b></li> <li>○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護人材キャリアアップ研修支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講</li> <li>・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修</li> </ul> </li> <li>○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施</li> <li>○ 潜在介護福祉士の再就業促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識や技術を再確認するための研修の実施</li> <li>・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握(*)</li> </ul> </li> <li>○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修</li> <li>○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援</li> <li>○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの養成のための研修</li> </ul> </li> <li>○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成</li> <li>○ 介護施設等防災リーダーの養成</li> <li>○ 外国人介護人材の研修支援</li> <li>○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修</li> <li>○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備(*)</li> <li>・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援</li> <li>・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進</li> </ul> </li> <li>○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援</li> <li>○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援(*)</li> <li>○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置</li> <li>○ ハラスメント対策の推進</li> <li>○ 若手介護職員の交流の推進</li> <li>○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 等</li> </ul>

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援(\*)
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

# 介護人材確保のためのボランティアポイントの活用

(地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分))

○ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。

※現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

## 地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

若者層、中年齢層、  
子育てを終えた層、  
高齢者層



○実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)

○ポイント付与の対象: 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。

○対象事業:

① 都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講

② 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動

○財源構成: 国2/3、都道府県1/3

### <取組のイメージ>

#### 介護予防に着目(現行制度)

通いの場  
への参加

通いの場の運営や  
補助等を行う  
ボランティア

ポイント

ポイント

さらなる社会  
参加を希望  
する者

ポイント

#### 人材確保に着目

ポイント

介護分野の  
研修参加

実践

介護の  
周辺業務

ステップ  
アップ

介護現場での更  
なる活躍

チームオレンジ  
の付与例

ステップアップ研修の受講

(登録)

チームオレンジにおける  
認知症カフェ等での見守り



(ステップアップ)

### 【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

高齢者層



○実施主体: 市町村(平成30年度: 515市町村で実施)

○ポイント付与の対象: 高齢者

○対象事業: ① 介護予防に資するボランティア活動

② 介護予防に資する活動への参加

○財源構成: 国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

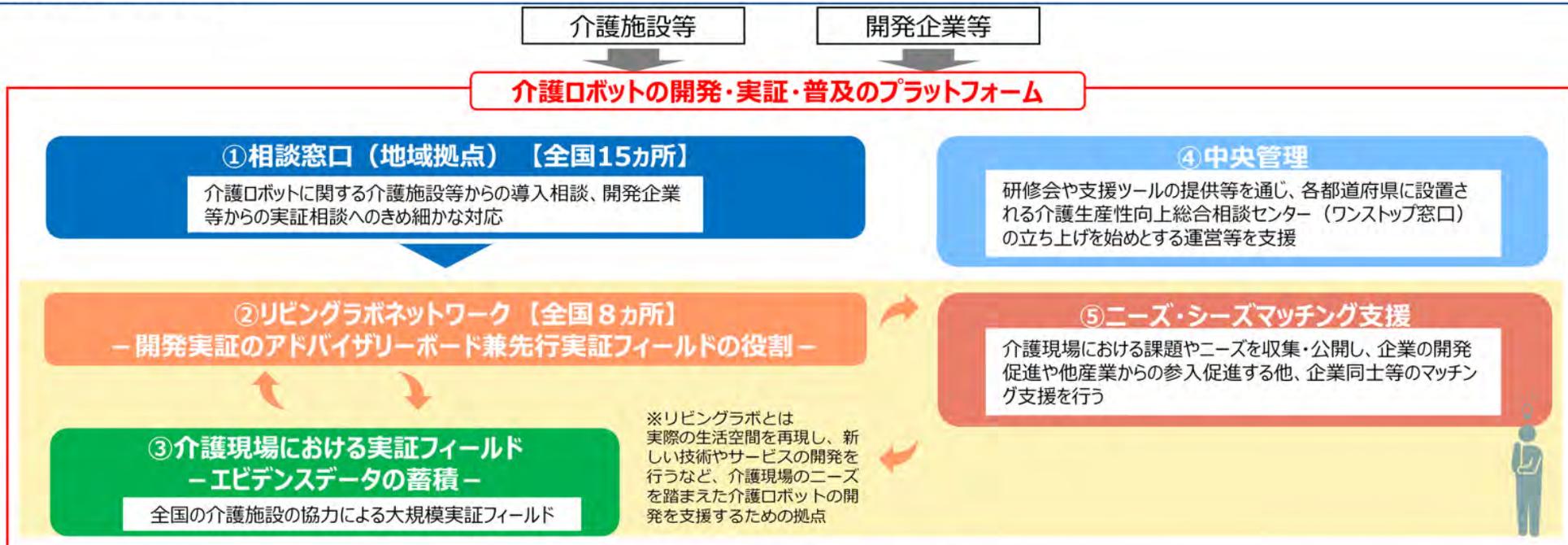
※両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)

※それぞれ単独での実施も可能

# 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム (介護ロボット開発等加速化事業内で実施)

令和6年度予算額(令和5年度当初予算)  
4.9億円(5.0億円)の内数  
(参考)令和5年度補正予算:3.9億円

- 介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。
- 具体的には、①介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、②開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する他、地域における介護生産性向上総合相談センター(基金事業)の支援を実施する。



## <介護ロボット等テクノロジーの導入事例>

### <夜間の見守り業務等の負担軽減>

見守り業務等、夜勤職員の負担を軽減。また、インカムと組み合わせて活用することで、他の職員とスムーズな連携を可能とする。



### <排泄支援等の負担軽減>

利用者の排泄タイミングを職員が把握することで、効果的なタイミングで利用者への声がけができ、排泄支援時の負担等を軽減。また利用者の自立排泄の支援等を可能とする。



### <利用者の希望に合わせた移乗支援>

利用者の希望に合わせ、適時適切な移乗支援を可能とし、また体格の大きな利用者等の移乗時の職員の負担軽減を可能とする。



## 6. 相談体制の整備等

---

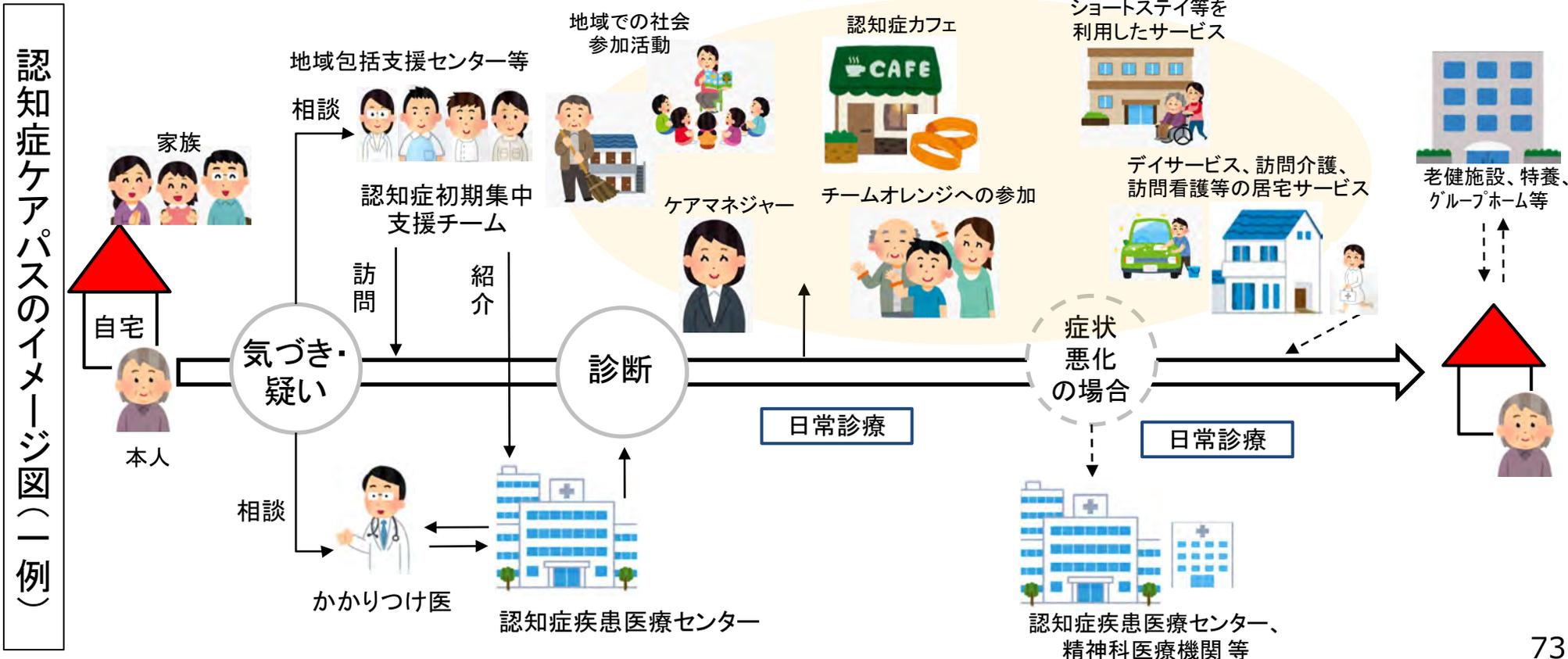
# 認知症ケアパス

- 認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
  - 市町村が地域の実情に合わせて作成し、住民や関係機関に広く周知することとしている。
- ※ 令和4年度実績：1,631市町村(実施率93.7%)

～認知症施策推進大綱(抜粋)～

・地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。

【KPI/目標】 市町村における「認知症ケアパス」作成率100%



# 認知症に関する相談先の周知

- 地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。

## 【認知症施策推進大綱KPI/目標（2025年）】

- ・ 広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村 100%
- ・ 厚生労働省ホームページに全市町村の認知症に関する相談窓口へのリンクを掲載
- ・ 認知症の相談窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加

【令和4年度実績】 広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村 1,704市町村（97.9%）

※認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる

## ○相談先の周知に関する取組

- ・ 介護サービス情報公表システム（※）へ「認知症に関する相談窓口検索」を追加（令和2年3月～）。

※介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援することを目的として、日本全国の介護サービス事業所の情報を、都道府県がインターネット等により公表するしくみ

- ・ 地図上で最寄りの相談窓口を表示し、相談窓口を利用する際の基礎的な情報を提供。



相談窓口の  
検索を追加



相談窓口の所在地、  
電話番号、業務時間  
などが閲覧できる。

令和6年度予算額 **181**億円 (100億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度支給実績：出生時両立支援コース 7,886件  
育児休業等支援コース 10,642件  
介護離職防止支援コース 988件

## 1 事業の目的

※令和5年度補正予算額 制度要求

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

※中小企業事業主のみ対象。国（都道府県労働局）で支給事務を実施  
※支給額・加算措置の赤字・下線が新規・拡充箇所  
※このほか、新規受付停止中の事業所内保育施設コースに2.3億円（3.0億円）を計上

コース名/コース内容
<b>育児休業</b> <b>出生時両立支援コース</b> 41.5億円 (55.4億円) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始
<b>育児休業等支援コース</b> 40.2億円 (38.7億円) 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰
<b>育休中等業務代替支援コース</b> 87.8億円 (新規) 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施
<b>育児期の働き方</b> <b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b> 3.7億円 (新規) 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援
<b>介護との両立</b> <b>介護離職防止支援コース</b> 5.1億円 (2.9億円) 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

支給額 (休業取得/制度利用者 1人当たり)
<b>①第1種 (男性の育児休業取得)</b> <b>1人目 20万円</b> > 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始 <b>2~3人目 10万円</b> <b>②第2種 (男性育休取得率の上昇等)</b> 1年以内達成：60万円 > 第1種受給年度と比較し男性育休取得率 2年以内達成：40万円 (%)が30ポイント以上上昇した場合等 3年以内達成：20万円
<b>①育休取得時 30万円</b> > プランに基づき3か月以上の休業取得 ※無期雇用者、 有期雇用労働者各1人限り <b>②職場復帰時 30万円</b> > 育休から復帰後、継続雇用
<b>①育児休業中の手当支給 最大125万円</b> ・業務体制整備経費：5万円 (育休1月未満 2万円) ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで <b>②育短勤務中の手当支給 最大110万円</b> ・業務体制整備経費：2万円 ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで <b>③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円</b> 代替期間に応じ以下の額を支給 ・最短：7日以上：9万円 ・最長：6か月以上：67.5万円 ※①~③合計で1年度10人まで、初回から5年間
<b>制度2つ導入し、対象者が制度利用 20万円</b> <b>制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円</b> ※1年度5人まで
<b>介護休業 ①休業取得時 30万円</b> ※休業、両立支援 <b>②職場復帰時 30万円</b> 制度それぞれで1 年度5人まで <b>介護両立支援制度 30万円</b>

加算措置/加算額
<b>&lt;出生時両立支援コース&gt;</b> <b>①第1種</b> 1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合 <b>10万円加算</b> <b>②第2種</b> 第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合 <b>15万円加算</b> <b>&lt;育休中等業務代替支援コース&gt;</b> プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下の通り割増。 <b>①育児休業中の手当支給</b> 業務代替手当の支給額を4/5に割増 <b>③育児休業中の新規雇用</b> 代替期間に応じた支給額を割増 <b>最大82.5万円</b> ・最短：7日以上：11万円 ・最長：6か月以上：82.5万円 育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①~③に <b>10万円加算</b> （1か月以上の場合のみ）
<b>&lt;各コース共通&gt;</b> <b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 申請前の直近年度に係る下記①~③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、 <b>2万円加算</b> 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※出生時両立支援コース（第2種）以外が対象。各コースごと1回限り。
<b>個別周知・環境整備加算</b> 休業①/両立支援制度に <b>15万円加算</b> > 対象労働者への個別周知・雇用環境整備の実施 <b>業務代替支援加算</b> 休業②に新規雇用 <b>20万円加算</b> > 休業取得者の業務代替体制の整備 手当支給等 <b>5万円加算</b>

令和6年度予算額 **3.4**億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を受けた、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の次期改正を見据え、子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施するほか、措置導入・運用のマニュアル等を作成することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

<事業主・労働者支援> ※下線部が拡充部分

### (1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

○中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就労、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者85人→95人)

○改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等について好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン等の取組を支援する。

<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

### (2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

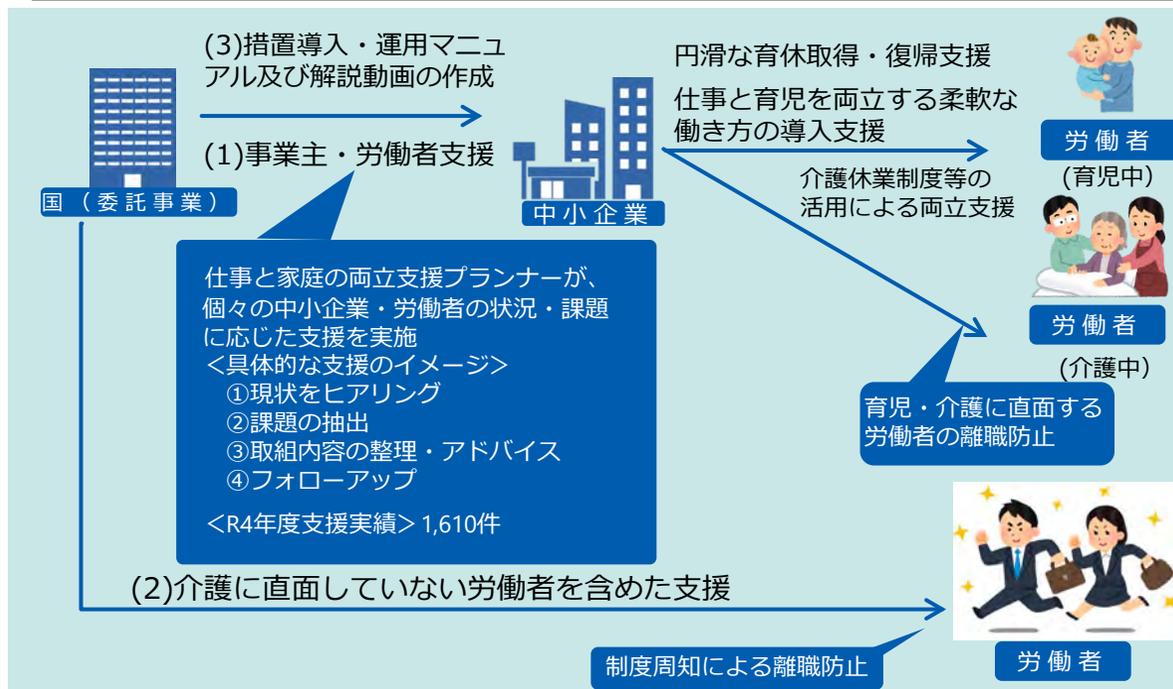
介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画作成、リーフレット配付等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児、介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体

民間事業者等(委託事業)

### (3)中小企業育児・介護両立基盤整備事業(新規)

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法への対応や柔軟な働き方に取り組む中小企業に対し、職場環境の基盤整備を支援するため、措置導入・運用のマニュアル等を策定するほか、企業が閲覧できるマニュアル解説動画を作成することで、制度の周知・理解促進を図る。



各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む

## 特定援助対象者法律相談援助

(支援者申込型出張相談)

高齢や障がいなどのために認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方(特定援助対象者)に対して、**福祉機関などの支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談等を実施するという制度です。

### ここがポイント!

- ・ 弁護士・司法書士がご自宅や福祉施設などに出張し、資力(収入・預貯金)にかかわらず、法律相談が受けられます(対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります)。  
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料(税込5,500円)をご負担いただきます。
- ・ 弁護士費用等の立替援助の対象を一定の行政不服申立に拡大。  
※ご利用には、資力の条件と審査がございます。

### 認知機能が十分でない方と判断される例

会話等を行うのに適切な支援を要する、外出時に道に迷うことが多い、抑うつ傾向にある、物忘れが著しいなど



### ご利用のSTEP

- 1 支援者の方から法テラスへ連絡
- 2 法テラスから、法律相談の可否をご連絡
- 3 相談を担当する弁護士又は司法書士と、相談日程の調整
- 4 法律相談の実施
- 5 必要に応じて弁護士・司法書士による代理及び書類作成援助  
※ご利用には資力の条件と審査がございます

### Q 相談には、同席しなくてはいけないの？

**A** 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。

### Q 知り合いの方から申込みしても大丈夫？

**A** 家族や知人など、個人の方からの申込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問合せください。

# 法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

## 1. 常設・特設相談所（電話又は面談による相談）

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
- ◆特設人権相談所・・・老人福祉施設、市町村役場等で随時開設



みんなの人権110番  
0570-003-110(ナビダイヤル)  
ぜろぜろみんなのひゃくとおぼん

日常生活における人権問題について、  
人権擁護委員及び法務局職員が相談に応じて解決に導く

## 2. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答



【インターネット人権相談】  
<https://www.jinken.go.jp/>



## 3. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置



女性の人権ホットライン  
0570-070-810(ナビダイヤル)  
ぜろななぜろのはーとらいん

## 4. 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備  
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



外国語人権相談ダイヤル  
0570-090911(ナビダイヤル)



外国人のための人権相談所

# 認知症スクリーニング検査について

法務省

## 背景・課題

高齢の受刑者の占める割合が増加傾向にあり、高齢受刑者の特性を踏まえた処遇及び福祉的支援を推進する必要があるため

## 対策

スクリーニング検査を実施し、その結果を処遇及び福祉的支援等を実施する際に活用する。

## 実施施設 ・ 対象者

全国の刑事施設における入所時年齢65歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施（令和5年度～）

具体的には、以下のとおり。

- 刑執行開始時の年齢が65歳以上
- 刑執行開始時の年齢が65歳未満であっても、その言動や生活状況等から認知症が疑われる者
- × 直近おおむね1年以内に認知症スクリーニング検査を受けており、その検査結果を入手できている場合
- × 医師による認知症の確定診断を受けている場合
- × 認知症以外の疾病若しくは検査に用いる言語を解さないことにより検査の実施が困難

## 実施内容

処遇施設等に入所した受刑者で、対象となる者について・・

長谷川式認知症スケール（HDS-R）

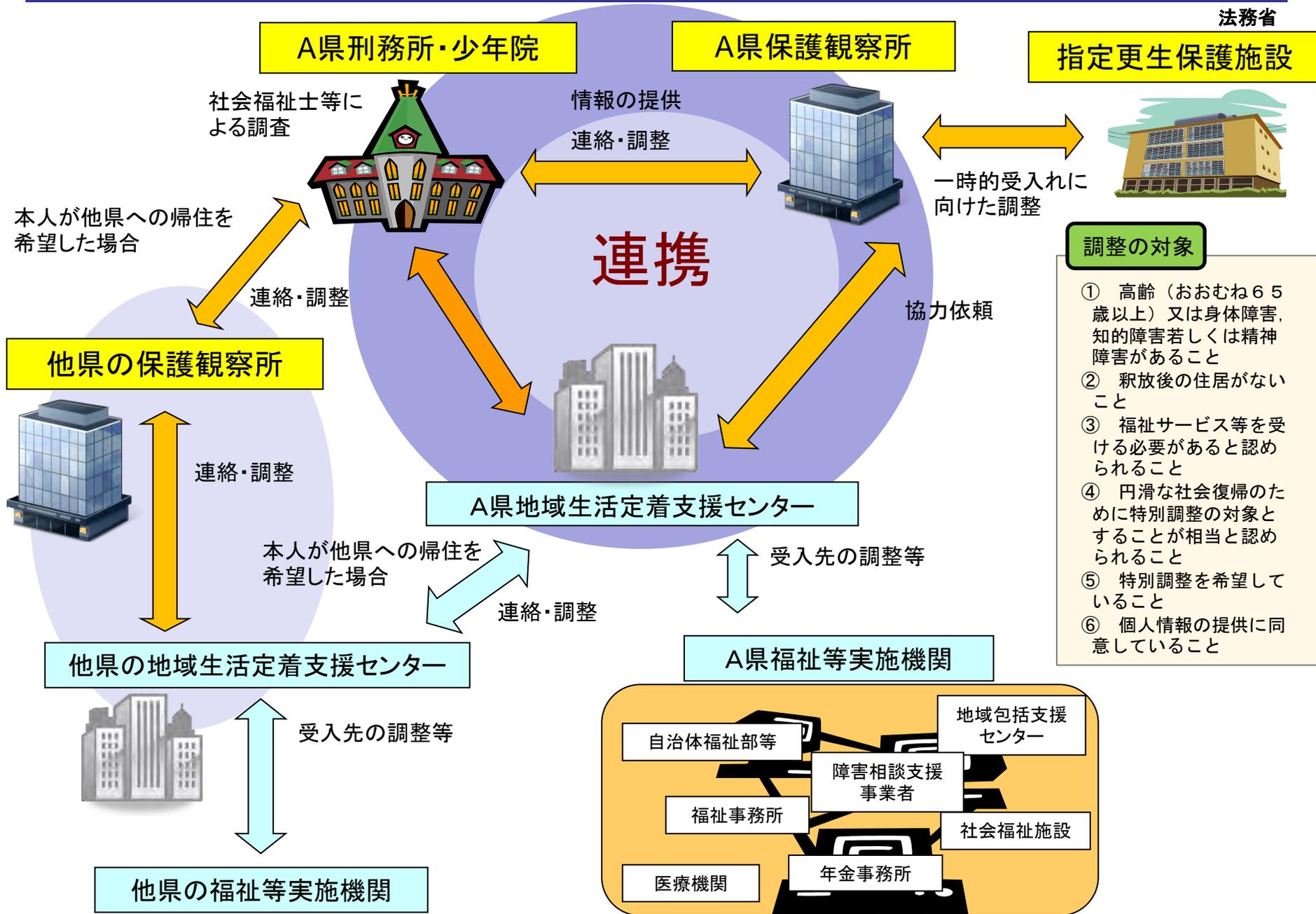
- ・基準点（20点）以下の者
- ・基準点以上でも生活状況等から認知症が疑われる者

医師の診察

確定診断

処遇及び福祉的支援等を実施する際に活用

# 高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について



## 1 事業の目的

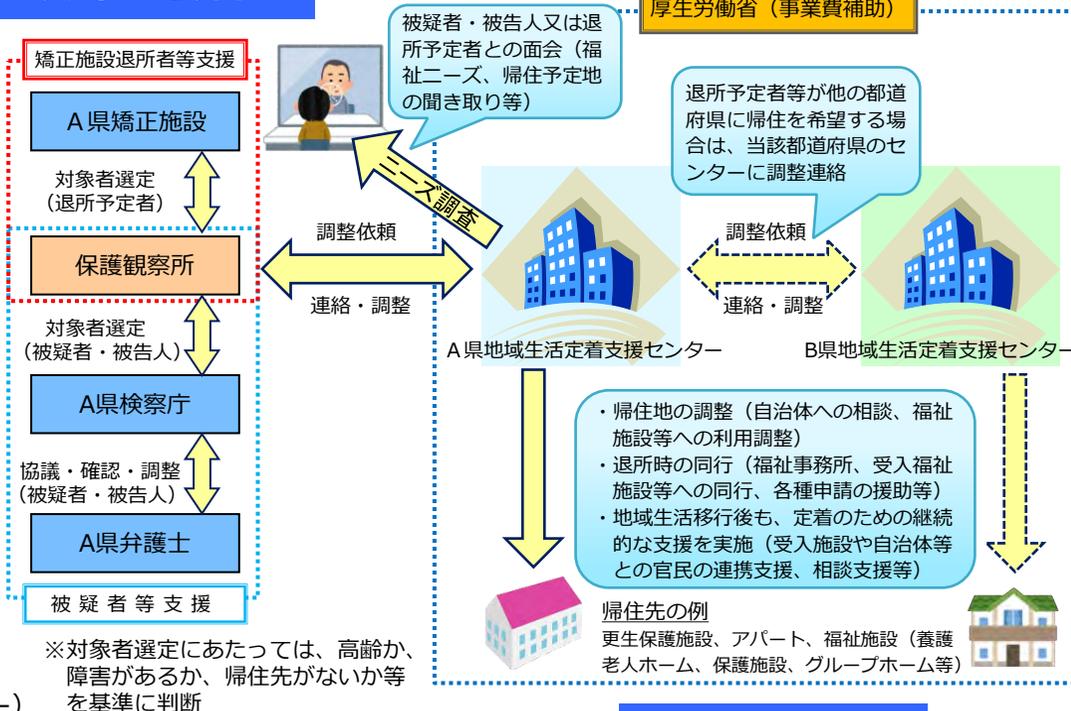
本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
  - ① **コーディネート業務**（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
  - ② **フォローアップ業務**（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
  - ③ **相談支援業務**（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
  - ④ **被疑者等支援業務**（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
  - ⑤ **上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務**（関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等）

### スキーム図



### 実施主体

都道府県

# 認知症傾向にある受刑者に関する取組

## 認知症傾向にある受刑者等の収容状況

- 平成27年6月時点において、65歳以上の受刑者のうち認知症傾向にある者は、16.7%で全国の刑事施設におよそ1,100人いると推計
- 65歳以上の新受刑者の割合は増加傾向  
→ 認知症傾向にある受刑者の割合が、今後増加する可能性がある。



## 認知症傾向にある受刑者等に対する処遇等

- 認知症傾向にある受刑者については、①可能な限り集団処遇の機会を設け、認知症の進行や身体機能の低下を遅らせる、②症状等に応じて一般の受刑者とは異なる個別の処遇を行うなどの配慮を実施。
- 認知症を含め、高齢や障害等のため、適当な帰住先がない等のために出所後の自立が困難な受刑者に対しては、保護観察所等と連携し、出所後速やかに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための調整(特別調整)を実施。



## 講じている対策

- 平成30年度から、大規模な刑事施設8庁、平成31年度から女子刑事施設2庁を加えた10庁(認知症サポーター養成研修等について、令和6年度は76庁で実施)について、次の対策を行うための予算を措置
  - ・ 認知症の早期の検査及び診察の実施による福祉的支援候補者の選定  
→ 認知症を有する受刑者を早期に把握するための認知症の疑いのある者に対する検査及び医師による診察を実施
  - ・ 認知症サポーター養成研修等の実施  
→ 高齢受刑者の生活全般に携わる刑務官に対し、認知症に対する正しい知識や情報を付与することにより、認知症を有する受刑者への適切な処遇の実施を図るため、認知症サポーター養成研修等の講師を招へいして研修を実施

## 7. 研究等の推進等

---

令和6年度当初予算額 14億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開

### （1）認知症研究開発事業

#### ◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ

- ・ 大規模認知症コホート研究
- ・ 認知症層別化コホート研究
- ・ 遺伝性認知症を対象としたコホートの構築研究

#### ◆ バイオマーカー研究

- ・ 認知症診断に資するバイオマーカー研究

#### ◆ 病態解明を目指した研究

- ・ 認知症ゲノム研究

### （2）認知症政策研究事業

#### ◆ 認知症施策の推進に資する調査研究

- ・ 独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究
- ・ 若年性認知症の病態・診療及びその援助に関する実態調査と治療及び支援に導くプロセスを検討する研究
- ・ 認知症の遠隔医療およびケア提供を促進するための研究 等

### 【実施主体等】

補助先：（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

（2）研究者・民間事業者等（公募により選定）

補助率：定額

### 継続中の課題

#### ●大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。

（対象者）認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）、一部認知症発症者

#### ●遺伝性認知症を対象としたコホート

コホートを構築し、遺伝性認知症への支援を行うとともに病態解明、バイオマーカー開発、治験を促進する。

（対象者）遺伝子変異を有する遺伝性認知症患者

### 令和5年度二次公募で開始

アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究

### 令和6年度新規研究

DCT※の概念を活用した臨床研究体制構築研究

認知症研究プラットフォーム構築研究 等

※DCT：Decentralized Clinical Trials（分散化臨床試験）

事業実績：令和4年度実施研究課題

（1）17課題 （2）9課題

## 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策 5 研究開発・産業促進・国際展開 （1）認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、（2）研究基盤の構築

### KPI/目標

- ・ 認知症のバイオマーカーの開発・確立
- ・ 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
- ・ 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ・ 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

施策名：認知症政策研究事業

① 施策の目的

認知症については、早期発見・早期介入が重要であるが、認知症の早期診断のためのスクリーニング検査（アプリを用いた認知機能検査や血液バイオマーカー等）は複数存在し、早期発見・早期介入のフローは確立していないため、早期発見後、MCI（軽度認知障害）や軽度の認知症の人の居場所、予防的介入などの支援体制の構築が求められている。また、軽度のアルツハイマー病の疾患修飾薬が登場しているが、認知症の原因は複数あり、アルツハイマー病以外の者や、疾患修飾薬適応外の者がいるため、適切な診断の後の対応（本人や家族へのフォロー）が特に重要である。こうしたことから、本人及び家族の視点を重視した望ましい早期発見・早期介入の仕組みについて、大規模な実証プロジェクトを立ち上げ、診断のための検査の実施とその追跡調査を行うことで、日本独自の早期発見・早期介入モデルを確立する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	○

③ 施策の概要

本実証プロジェクトに賛同する自治体において、希望者が無料で認知症の診断のためのスクリーニング検査等を受けられ、診断後は認知症疾患医療センター等と協力し、本人・家族支援（地域包括支援センターや通いの場などの居場所や予防的活動）につなげられる体制を構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施体制



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

認知症の兆候の早期発見後、速やかに診断や支援につながるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターなど、地域における認知症の医療・介護の連携システムを活用し、シームレスな支援が提供される日本独自の早期発見から早期介入までの一貫した支援モデルの確立、手引き作成により、全国に普及啓発を推進することができる。

## 現状・課題

- **我が国は、超高齢化に伴い認知症が急激に増加。**社会的コスト予測は、**日本だけで2030年には約21兆円**と試算。
- 認知症は**日本発の治療薬（レカネマブ）**がアメリカで迅速承認され、初めてグローバル展開されるなど、**日本企業が世界をリード。**また、脳の機能解明は、健康・医療のみならず、AIなど幅広い分野にイノベーションを起こす原動力としての期待大。
- これまでの脳科学研究により、基礎研究・基盤整備は確実に進展。「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」等に基づき、**基礎と臨床、アカデミアと産業界の連携の強化**により、日本の強みである革新技術・研究基盤の成果をさらに発展させ、**脳のメカニズム解明等を進めるとともに、数理モデルの研究基盤（デジタル脳）を整備し、認知症等の脳神経疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進。**

## 事業内容

事業実施期間

令和3年度～令和11年度

- ✓ 研究期間：6年間
- ✓ 支援対象機関：大学、研発法人 等
- ✓ 具体的な支援内容：

### ①中核研究拠点の整備（1拠点）

＜主な要件（ポイント）＞

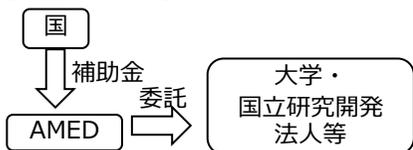
- －世界第一線級の研究者が集積・連携
- －計算・数理（ドライ）と実験（ウェット）などの他分野の融合や企業との連携（ハブ機能）
- －基礎と臨床の連携
- －研究基盤の整備・共用、他機関へ貢献等

### ②重点研究課題を設定し支援（5領域）

- －チーム型と個人型のメニュー等を設定
- －特にチーム型は異分野融合、基礎と臨床の連携を推奨
- ※若手や企業連携も推奨

### ③研究・実用化支援班を整備

【事業スキーム】



## 重点研究課題

### 革新的治療法に繋がる研究 （治療等のシーズ開発）

- 原因物質（変性タンパク質）の解析に基づく創薬ターゲット因子の特定
- モデル動物や数理モデル等を活用し、疾患関連回路に着目した新規治療法開発
- 次世代の簡易バイオマーカーの開発（血液等）等

お互いの知見を連携蓄積させ相乗効果を発揮

### 基礎・臨床の双方向の連携

### 「デジタル脳」開発※1

### ヒト脳の革新的な原理解明

- 複雑なヒト脳の原理解明に係る種間・多次元・多階層データを創出
- 分子、細胞、神経回路の各階層の原理解明
- 皮質と皮質下をつなぐ原理解明 等

※1 「デジタル脳」開発

- モデル動物での知見、データを活用し、ヒトを想定した脳構造を数理モデルを使って仮想空間上（デジタル空間上）で再現
- それを用いて病態メカニズム等に基づく病態予測モデル開発等を行う（いわゆる実際の実験データと仮想空間上のデータを融合・連携させ新たな知見を創出する「デジタル・ツイン」の発想）

※2 他に既存プログラム「精神・神経疾患メカニズム解明プロジェクト」、「領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト」を推進

### 神経・精神疾患の原因解明 （ヒト病態メカニズム）

- モデル動物（疾患マウモセット等）を活用した、原因物質（凝集タンパク）伝播原理の解明
- 神経回路障害と症状との関連メカニズム解明
- 病因責任回路と細胞種の同定 等

### 産学共創・国際連携

### 革新的技術・基盤の開発・高度化

- 原因物質等を可視化する革新的計測（イメージング）
- 様々なデータを統合したプラットフォーム（ヒトMRIデータベース、マウモセット脳データベース等）
- 疾患マウモセット整備、死後脳ネットワークの構築 等

# ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure)

(Biobank - Construction and Utilization biobank for genomic medicine REalization)

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

43億円  
43億円



文部科学省

令和5年度補正予算額

6億円

## 現状・課題

- 健康・医療戦略（令和2年3月閣議決定）に基づき、ゲノム研究の基盤となる大規模バイオバンクの構築・高度化、国内主要バイオバンクのネットワーク化によるバイオバンク横断検索システムの整備、世界動向を踏まえた先端ゲノム研究開発等を実施。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和5年6月閣議決定）等において、「**ゲノム創薬をはじめとする次世代創薬の推進**」が掲げられており、ゲノムのバイオバンク等が中心となり、異分野の研究者や医療機関、企業等と連携して創薬成功率の向上を図るとされている。
- バイオバンクの利活用を促進し、革新的な創薬等につなげるため、**バイオバンク自らが企業等と幅広く連携し、医療・創薬・ヘルスケアなどの社会実装のモデルとなる研究を実施**することが重要。

## 事業内容

事業実施期間

令和3年度～令和7年度

- ①東北メディカル・メガバンク計画 22億円(22億円)
- ②ゲノム研究バイオバンク 5億円(4億円)
- ③ゲノム医療実現推進プラットフォーム 14億円(14億円)
  - ・先端ゲノム研究開発(GRIFIN)
  - ・ゲノム研究プラットフォーム利活用システム
- ④次世代医療基盤を支えるゲノム・オミックス解析 2億円(2億円)

### 公募型研究推進事業

先端ゲノム研究開発の推進によるゲノム研究者の裾野拡大



事業名：  
ゲノム医療実現推進プラットフォーム  
先端ゲノム研究開発(GRIFIN)

## バイオバンクの持続的運営と、フラッグシップ研究による利活用モデルの創出

### 一般住民バイオバンク推進事業

事業名：東北メディカル・メガバンク計画



### 東北メディカル・メガバンク

世界的にも貴重な家系情報を含む一般住民15万人の試料・健康情報を保有

### 疾患バイオバンク推進事業

事業名：ゲノム研究バイオバンク



### バイオバンク・ジャパン

27万人、44万症例、51疾患の試料・臨床情報を保有

### 研究機能強化・連携体制強化

### 研究機能強化・連携体制強化

バイオバンクの試料・情報を活用した**疾患の発症・病態進行メカニズムの解明や創薬等の研究**を進め、医療・創薬・ヘルスケアなどの社会実装のモデルを創出

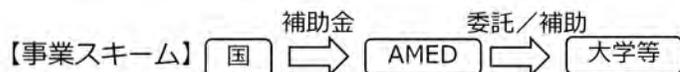


全国の他のバイオバンクや、臨床医、異分野の研究者、民間企業等と幅広く連携



### ゲノム研究プラットフォーム構築事業

事業名：ゲノム医療実現推進プラットフォーム  
ゲノム研究プラットフォーム利活用システム



(担当：研究振興局ライフサイエンス課)

# 「認知症予防市場」の環境整備

- 認知症予防領域においては効果を過大に謳う事例等があり生活者の適切な購買選択が阻害されている事から、**事業者が適切なエビデンスに基づいてソリューション開発に取り組むとともに、消費者が適切に判断できる環境づくり**が必要である。
- **認知症関連6学会による「提言」やエビデンスを整理した「指針等」の整備により**、サービス開発事業者から信頼性が高く、質の高いサービス創出が推進され、サービス利用者も適切にサービスを評価し選択することができる基盤を整備し、**健全な「認知症予防市場」の環境整備**を目指す。

## 事業者向け提言の作成

## AMEDを通じた指針等の策定支援

**事例 1** ▶ 健康な人を対象とする運動サービスの効果検証を実施している事例

**事例の概要**

- 以下は、認知機能が健康な人を対象とする認知症発症のリスクに注目した運動サービスについて、効果検証を行っている事例です。(※事例は架空のものです)
- この事例をもとに、効果検証の際の対象者数の考え方と、研究デザイン的重要性について解説します。

**サービス概要**

- ✓ 認知症発症のリスクに着目した〇〇メソッドによる運動プログラムの提供

**効果検証の概要・結果**

対象者	〇〇市にあるフィットネス施設に通う健康な高齢者10名
介入内容	半年間、週1回のペースで〇〇メソッドによる運動プログラムを提供
介入期間	半年間
評価のタイミング	2回（運動プログラム実施前後）
効果指標	MMSE*
研究デザイン	対象者10名のMMSEスコアを前後比較（対照群*を備えない試験）
研究結果	運動プログラム実施前後で対象者のMMSEスコアが改善

**POINT ①**

**POINT ②**

**研究結果を踏まえたサービスの効果の謳い方（広告等の打ち出し方）**

- ✓ サービスの実施前後で対象者の認知機能スコアが改善しており、健康な人の認知機能の維持・向上に効果的な運動プログラムです。
- ✓ 健康なうちから、楽しみながら認知症の発症を予防できます。

**参考**

- MMSE→認知症に関連する指標（P11）、FAQ（P33）
- 対照群→サービスの効果検証の方法論と留意点（P12）

23

<b>作成・発信の目的</b>	健全な産業育成 1. <b>良質な予防サービスの開発促進</b> 2. <b>消費者保護</b>
<b>成果物の発信対象</b>	認知症予防に関するサービス（薬物療法等を除く）を提供している事業者・これから提供しようとする事業者
<b>成果物の発信主体</b>	認知症関連 6 学会 日本認知症学会、日本老年精神医学会、日本神経治療学会、日本老年医学会、日本精神神経学会、日本神経学会
<b>成果物のタイトル</b>	「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」
<b>成果物における主な主張点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<b>効果検証の内容および結果</b>」と「<b>サービスの効果の謳い方</b>」における整合の重要性</li> <li>● <b>効果検証の際の適切な研究方法・指標設定の重要性等</b></li> </ul>

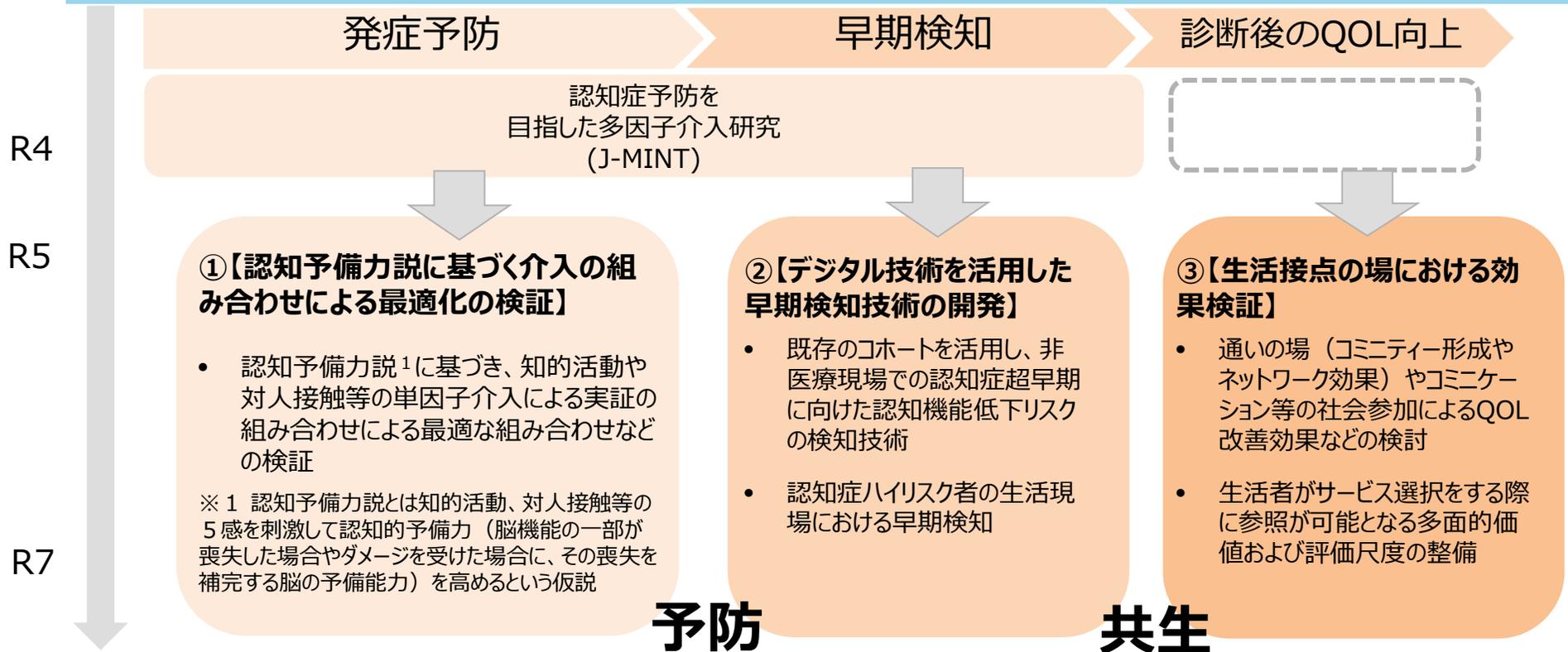
**関連医学会によるアカデミア視点の再整理**

**高知大学 数井班**  
**（認知症関連6学会）**

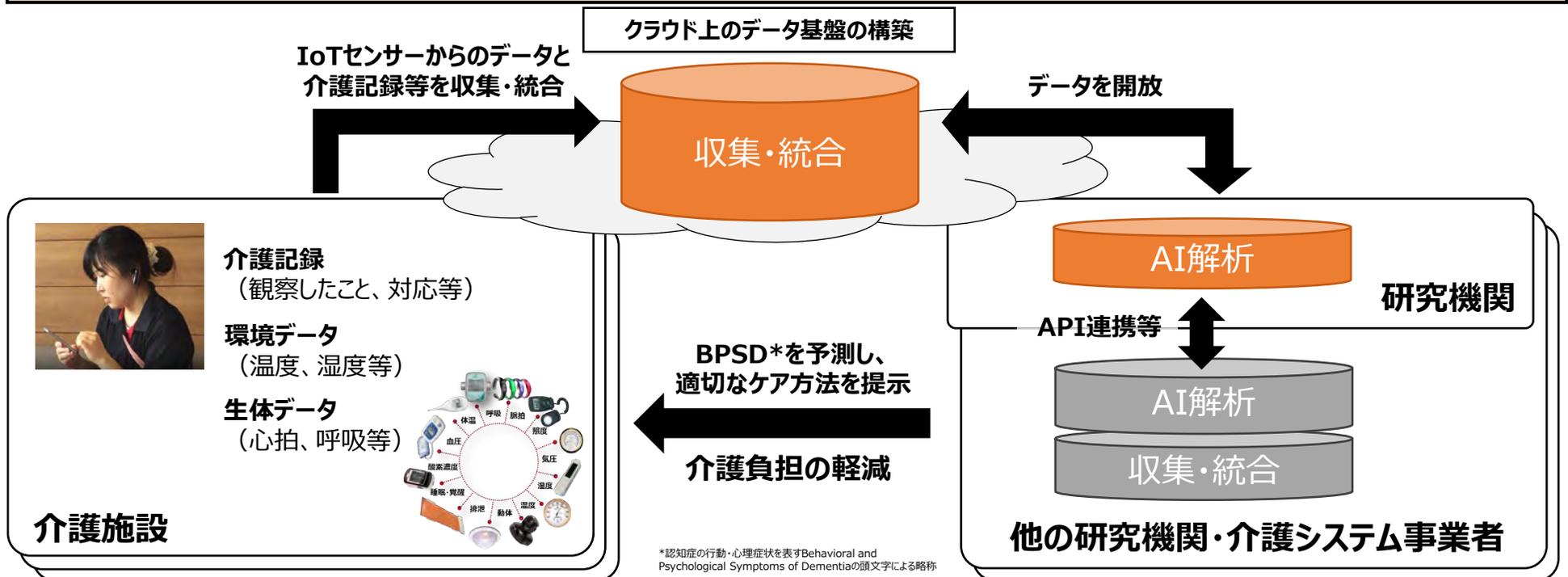
認知症発症リスクおよび認知障害・生活機能障害・BPSD等の低減のための非薬物療法指針作成と普及のための研究

● これまでのAMED研究や民間企業による共生補助実証で示唆された課題である継続率や本人QOL、社会参画などに関する研究課題を募集。

- ① 予防について、知的活動や対人接触等の**認知予備力説<sup>1</sup>に基づく介入を継続率が高くできる組み合わせの検証。**
- ② 2030年には認知症523万人、MCI 593万人となる時代への供給体制不足に応えるため、**非医療者でも簡単に活用できる簡易検知技術等に関する研究。**
- ③ 認知症になった後も生活接点の場を通してQOLが高い生活を可能にするため、生活接点の場における効果検証を実施。



- 総務省では、平成29年度及び平成30年度に、IoTセンサーにより収集される生体データや環境データ、介護者が入力する介護記録等を集積し、AIにより解析することで、行動・心理症状（BPSD：Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の発症を事前に予測し、介護者に通知する「認知症対応型IoTサービス」を実証し、BPSDの発症数の減少や介護負担の軽減に一定の効果を得た。
- このようなBPSDの予防や介護負担の軽減に資する研究の向上やサービスの普及に向けては、より多くのかつ多様な認知症患者のIoTデータを収集し、また複数の研究者により取り組むことでAIの精度を向上させること、また、収集したIoTデータを共有のデータ基盤として、研究目的や介護サービスへの利活用に向けて開放することが望ましいと考えられる。
- **多地域・多施設へIoTネットワークを展開し、より多くのかつ多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの研究開発を進めるとともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。**



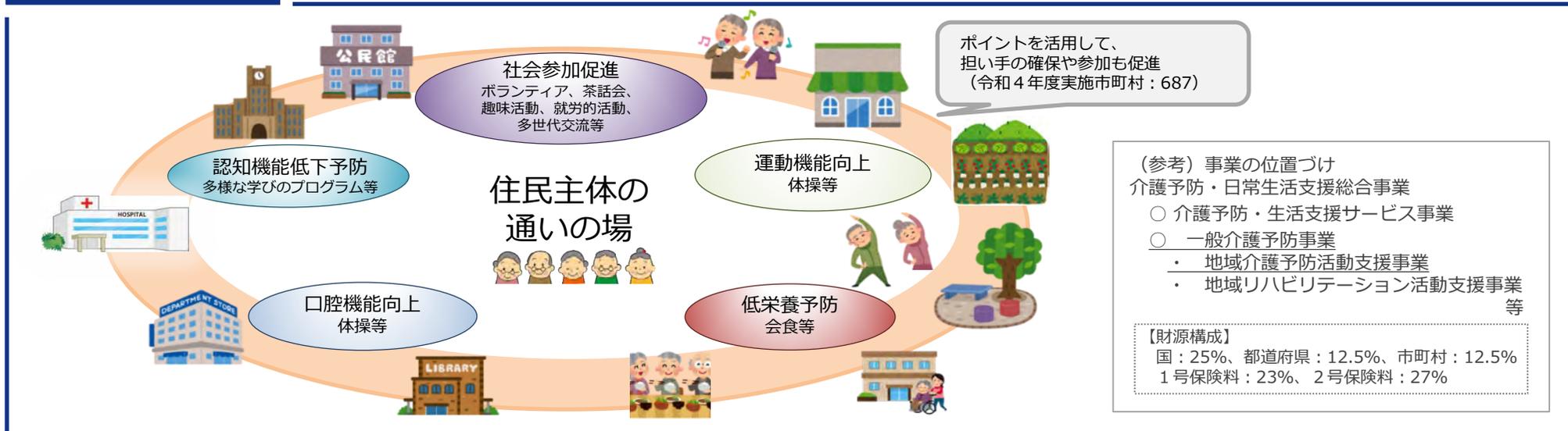
## 8. 認知症の予防等

---

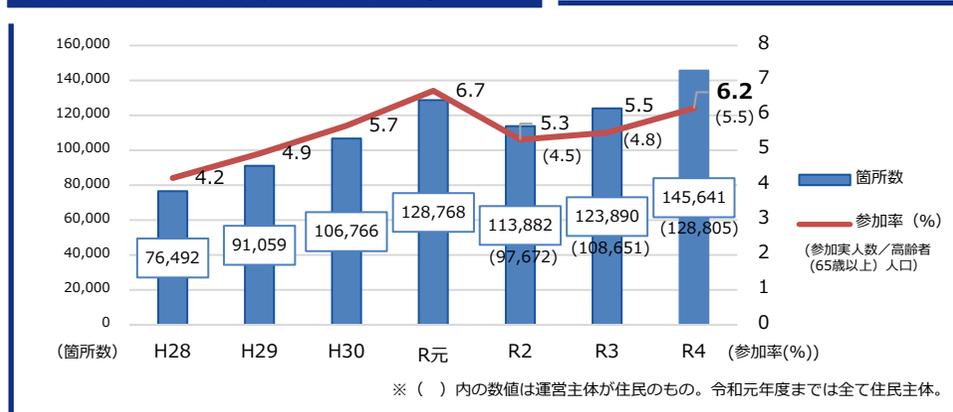
# 住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

- 住民主体の通いの場について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
- 通いの場の数や参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、令和2年度に低下し、令和3年度以降、再び上昇。
- 取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順で多い。

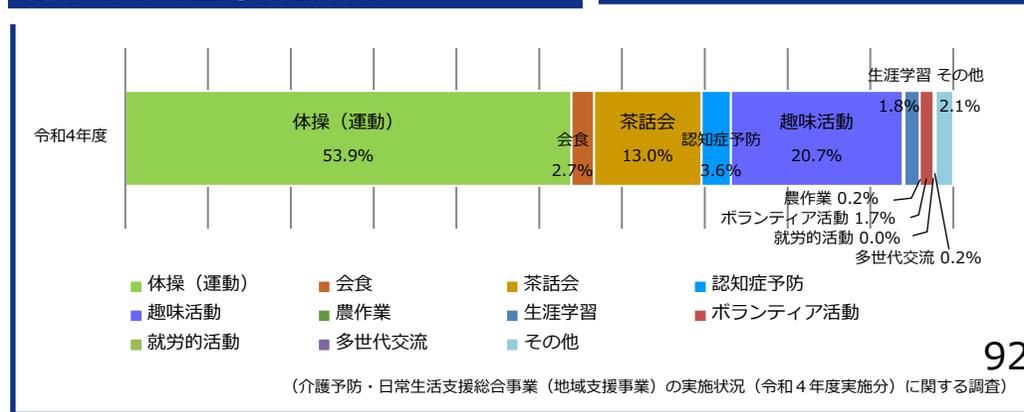
## イメージ



## 通いの場の数と参加率の推移



## 通いの場の主な活動内容



- 交付対象：地方公共団体（都市公園事業で、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合は、当該地方公共団体が補助に要する費用の1/2又は当該施設の整備に要する全体費用の1/3のいずれか低い額）
- 国費率：施設費1/2（Ⅳ公園事業特定計画調査を除く）、用地費1/3（Ⅰ都市公園事業、Ⅲ特定地区公園事業のみ）、調査費1/3（Ⅳ公園事業特定計画調査のみ）

## I 都市公園事業

- 面積要件  
2 ha以上（ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1 ha以上）
- 総事業費要件  
全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）
- 都市公園等整備水準要件  
・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i )又は ii )の要件を満たすこと
  - i ) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
    - イ) 都市公園
    - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
    - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
  - ii ) 同市町村のDID地域内における上記 i )のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満

※国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェアの会場等）や防災公園等は都市公園整備水準要件を適用しない。  
CO2吸収源等となる公園については、地域を限定するほか、独自の都市公園等整備水準要件、規模要件及び緑化要件を適用する。遠野運動公園（岩手県遠野市） 鷹揚公園（青森県弘前市）

【レクリエーションの場となる公園（例：ラグビーワールドカップ会場）】



小笠山総合運動公園(静岡県)  
【災害時の防災拠点や避難地となる防災公園】



東平尾公園(福岡市)  
【文化財を保存・活用し観光の拠点となる公園】



## II 防災緑地緊急整備事業

- 「防災緑地※1」や「再生資源活用緑地※2」の整備を支援
  - ※1 防災公園予定地であって、開設公告前から避難地として利用する土地及び施設
  - ※2 建設副産物等を盛土材料等として活用して整備する都市公園予定地（面積要件：10ha以上）であって、開設公告前から利用する土地及び施設

## III 特定地区公園事業

- 都市計画区域の指定がない町村による特定地区公園（カントリーパーク）の整備を支援（都市公園法の規定に準じて設置・管理するものに限る）
- 面積要件：4 ha以上

## IV 公園事業特定計画調査

- 先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査を支援

## V 官民連携賑わい拠点創出事業

- 「Park-PFI制度」や「都市公園リノベーション協定制度」を活用し、民間事業者が設置・管理する飲食店、売店等の施設と、園路、広場等の特定公園施設を一体的に整備する事業を重点的に支援
- 面積要件：0.25ha以上
- 地方公共団体費用負担削減要件：特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、1割以上削減されること

## VI 官民連携型公園計画策定調査

- 都市公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図るため、官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援

## VII こどもまんなか公園づくり支援事業

- こどもや子育て当事者からニーズの高い身近な遊び場となる都市公園の計画策定・整備を支援

## 現状・課題

運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツを日常的に実施するためには、**地域の体制整備が必要**である。また、地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、効果的に取り込む必要がある。さらに、多くの地方公共団体がこのような取組を行えるよう、本事業の**取組事例を積極的に共有することが必要**である。

## 事業内容

地域の实情に応じて**地方公共団体が行う**、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための**運動・スポーツを楽しく習慣的に実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援**する。

事業実施期間 平成27年度～

交付先 都道府県、市町村 補助率 定額

## 体制整備の取組【必須事項】

**行政**（スポーツ主管課・障害者スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や**域内の関係団体**（大学、医療機関、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効果的・効果的に取組を実施することができる**連携・協働体制の整備**を行う。



## 習慣化させるための取組【必須事項】

以下の取組①～⑤のうち、いずれか一つ以上を選択の上、実施する。

- ① **医療と連携**した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ② 要介護状態からの改善者を含めた、**介護予防**を目指した地域における運動・スポーツの習慣化の取組
- ③ 地域住民の**ライフパフォーマンスの向上**に向けた目的を持った運動・スポーツを推進する取組 **(新規)**
- ④ **障害のある人が、ない人と一体となった形**での運動・スポーツの習慣化の取組
- ⑤ 以下いずれかのターゲットに係る主に**スポーツ無関心層**に対する地域における運動・スポーツの実施・習慣化に係る取組  
ア. **女性**（妊娠期・子育て期を含む） イ. **働く世代**

## 追加実施事項【選択事項】

以下の取組①～⑤については、推奨事項とし、実施する場合に審査の加点要素とする。

- ① **相談斡旋窓口機能**（スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝えるワンストップ窓口を設置）
- ② **官学連携**（申請自治体の地域の大学等と連携し、その専門的知識や施設等を活用）
- ③ **複数の地方公共団体の連携・協働**
- ④ **運動・スポーツ関連資源マップの作成・活用**（地域の医療関係者等の協力の下、住民の健康状態に応じたスポーツ実施場所等の情報を見える化したマップを作成・活用）
- ⑤ **運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価** **(新規)**

## 運動・スポーツ習慣化に係る取組の全国的普及促進のためのセミナーの開催

### アウトプット（活動目標）

本事業参画自治体数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
24件	25件	26件

### 短期アウトカム（成果目標）

- ① 本事業参加者の週1回以上のスポーツ実施率の向上  
令和4年度目標 85% → **令和4年度実績 69.7%**（達成度82%）
- ② 本事業参加者のスポーツ継続意欲の向上  
令和4年度目標 95% → **令和4年度実績 84.2%**（達成度88.6%）

### 長期アウトカム（成果目標）

- 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の向上  
令和8年度目標 70%  
→ **令和4年度実績 52.3%**（達成度74.7%）

## 9. 地方公共団体に対する支援

---

【〇「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援】

施策名：共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援

## ① 施策の目的

多くの自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるためには、地域住民に対する認知症基本法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等を図るとともに、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、計画策定の準備を進めることが重要であり、これらの取組を支援することを目的とする。

## ② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

## ③ 施策の概要

- 認知症施策推進計画の策定支援事業  
自治体が、あらゆる年齢の認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費について補助する。
- 認知症施策推進計画の策定促進事業  
策定支援事業と連動し、計画策定の準備段階での実務面についてきめ細やかな支援を自治体に対して実施する。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### ○ 認知症施策推進計画の策定支援事業

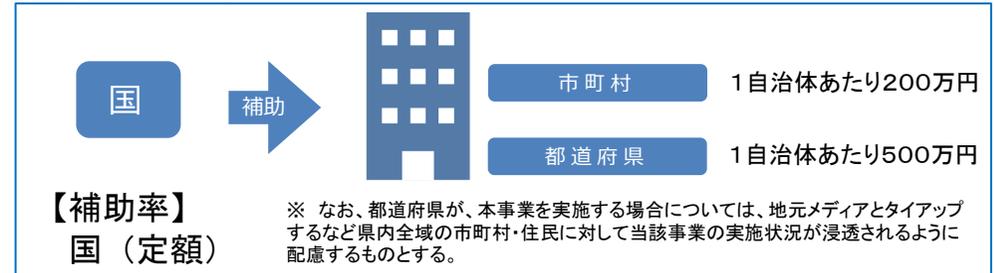
(対象事業例)

- ・地域住民が認知症基本法についての理解を深めるための勉強会開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・認知症の人や家族等の意見を施策に反映させるための会議開催
- ・地域の企業が認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人や家族等への理解を深めるための勉強会開催

### ○ 認知症施策推進計画の策定促進事業

- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で、認知症基本法についてのわかりやすい解説冊子を作成・自治体への周知
- ・自治体が認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く際の留意点等について、アドバイスを行う窓口の設置
- ・自治体が認知症施策推進計画を策定(準備)する際の困りごとの相談窓口を設置 等

### 【実施スキーム】



### 【実施スキーム】



※民間事業者については、シンクタンクを想定

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

認知症基本法の基本理念に基づき認知症施策を国・地方が一体となって推進していくことは、「支えられる側としての見守る、支援する対象としての認知症の方々、といった考え方にとらわれることなく、若年性認知症の方も含め認知症の方が生きがいと役割、尊厳と希望を持って暮らす社会を構築」(令和5年10月12日総理発言)していくための一助になる効果が見込まれる。

# 10. 国際協力

---

# G7長崎保健大臣会合 開催記念 認知症シンポジウム 「～新時代の認知症施策推進に向けた国際社会の連携～」

◆ **日時**：2023年5月14日（日）8:30-10:30（日本時間）

## ◆ **開催概要**

2013年の英国G8認知症サミットで、認知症に対して国際社会が連携して対応することが共同声明として取りまとめられ、それ以降、この10年間で、国家戦略の策定、認知症施策に関する国際連携が進んできた。

日本では、G8後継イベントにおいて発表された新オレンジプラン、その後継として2019年に策定された認知症施策推進大綱の下、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的な認知症施策を進めている。とりわけ近年では、認知症の本人や家族からの発信、政策形成過程への参画が進んできている。今般、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を超えて、改めて、共生社会作りの取組みについて国際連携の下取り組む気運が高まっている。さらに、近年、認知症に関する新しい治療薬の開発が進んでおり、本年のG7議長国である日本に対して、国際連携を進めていくことについての期待が高まっている。

こうしたことから、G7関連の認知症についての国際的連携組織、本人団体、研究者等を集め、新時代における認知症施策の推進について、高齢化先進国である日本のリーダーシップの下、「共生」及び「リスク低減及びイノベーション」を議題とするシンポジウムを開催した。

## ◆ **プログラム**

- ・厚生労働大臣、英国保健介護省大臣、カナダ保健大臣 挨拶
- ・認知症の本人・家族の方々 挨拶
- ・パネルディスカッション1「共生」
- ・パネルディスカッション2「リスク低減とイノベーション」
- ・世界保健機構（WHO）メッセージ 等

◆ **主催**：厚生労働省

◆ **協力**：日本医療政策機構（HGPI）／世界認知症審議会（WDC: World Dementia Council）



令和6年度当初予算額 23百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・現在、認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進している。
- ・世界中の国々が半年間にわたり同じ場所に集う万博の特徴を活かし、世界で最も早いスピードで高齢化が進んできた我が国や諸外国の認知症施策の歴史を振り返るとともに、我が国の認知症に関する国家戦略である「認知症施策推進大綱」に基づく取組を紹介し、世界中において、認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【事業の概要】

- ・認知症に対する正しい知識と理解を広め、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現に向けメッセージを発信するとともに、令和元年に策定された「認知症施策推進大綱」の対象期間が2025年までとされていることも踏まえ、認知症の人（本人）や家族も参画し、産官学が一丸となって取り組む姿をアピールする。
- ・具体的には、大阪・関西万博開催中（令和7年4月13日～10月13日）に設けられるテーマウィーク（6月予定）において、認知症の疑似体験、認知症を正しく理解するための展示、認知症希望大使の活動や共生社会を推進する動画、認知症研究の最新情報の紹介や近年の施策の動向がわかる動画、認知症サポーター講座やチームオレンジの活動状況がわかる動画などの様々な取組を検討する。
- ・令和6年度は、認知症（施策）に知見のある有識者等により万博での企画を検討するとともに、認知症を正しく理解するための展示として、日本と諸外国の認知症（施策）の歴史をひもとくため、各時代で認知症の人を診察していた医師、地域の保健師、認知症の人の家族等の関係者への取材等を通じて、その証言や関係者が所有している写真等を収集し、万博において展示物として発信出来るよう準備を進める。

【スキーム・実施主体】 国 → 民間団体等（委託により実施）

【事業実績】 新規